

国保中央会介護伝送ソフト

Ver.10

簡易入力ソフト マニュアル



令和6年4月

国民健康保険中央会

改版履歴

版数	改定年月	該当頁	内容
1.0.0	令和6年4月		新規作成
1.1.0	令和6年4月	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・「Ver.9」のバージョン表記を「Ver.10」に変更 ・「令和3年4月」の年月表記を「令和6年4月」に変更
		表紙	「本マニュアルは暫定版です。」の記載を削除
		25、247、249	サポート情報画面をVer.10の画像に変更
		28	「⑦[取込み対象]を選択します」の補足説明、[取込み対象]の記載に“令和06年4月以降に有効なサービスコード”を追記
		30	注意枠の[試用版 介護給付費単位数表標準マスタの利用期限]の記載を変更
		37	「①単位数」の入力のヒントに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記
		38	<ul style="list-style-type: none"> ・「②記載省略する」の入力のヒントに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記 ・「⑥サービス実日数」の入力のヒントに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記
		43	特殊設定区分の吹き出しに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記
		46	<ul style="list-style-type: none"> ・タイトルに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記 ・[支給限度額対象区分]の吹き出しに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記 ・[加算割合]の吹き出しに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記
		50	サービス対応表で、「53:医療施設」が令和6年3月までのサービス種類であることを追記
		56	特別診療費識別一覧の内容を、令和6年4月報酬改定の内容に更新
		69	サービス種類マップの表で、「53:医療施設」が令和6年3月までのサービス種類であることを追記
		70-73	地域区分適用地域一覧表の内容を、令和6年4月報酬改定の内容に更新
		116	「②単位」の入力のヒントに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記
		117	「⑤公費単位数」の入力のヒントに、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記
		128	「④摘要、その他(日付等)」の入力のヒントに、看取り連携体制加算を追記
		172	サービス種類と様式対応表で、「53:医療施設」が令和6年3月までのサービス種類であることを追記
		173	公費適用サービス種類一覧で、「53:医療施設」が令和6年3月までのサービス種類であることを追記
		174	単位数計算が必要な例に、過少サービス減算とサテライト体制未整備減算を追記
		176	請求明細書の摘要欄入力事項に、専門管理加算(13:訪問看護、63:予防訪問看護)と退院時共同指導加算(14:訪問リハ、16:通所リハ、64:予防訪問リハ、66:予防通所リハ)の記載を追記
177	<ul style="list-style-type: none"> ・摘要欄入力事項に、看取り連携体制加算の対象サービス種類(12:訪問入浴)を追記 ・摘要欄入力事項に、専門管理加算(77:複合型看小)の記載を追記 		

改版履歴

版数	改定年月	該当頁	内容
1.1.0	令和6年4月	178	摘要欄入力事項に、看取り連携体制加算(21:短期生活)を追記
		179	摘要欄入力事項に、様式第七の三(AF:予防ケアマネ)の記載を追加
		195、196、198、199、201、203	様式第七の画面をVer.10の画像に変更
		199	入力のヒントに「②高齢者虐待防止措置未実施減算」を追加
		200	入力のヒントに「⑦同一建物減算」を追加
		201	ヒント枠の「居宅介護支援費の基本単位の取扱について」の内容を、令和6年4月報酬改定の内容に更新
		204、205、207、208、209	様式第七の二の画面をVer.10の画像に変更
		208	入力のヒントに「①介護予防支援費」「②高齢者虐待防止措置未実施減算」「③特別地域加算」「④小規模事業所加算」「⑥中山間地域等提供」を追加
		216	給付管理対象サービス一覧に、令和6年4月以降を追記
		249	お問合せ票帳票をVer.10の画像に変更
		259	Ver.8からの主な変更点を、Ver.9からの主な変更点に変更



シリアルナンバーの登録が済んでいる場合、[シリアルナンバー]に表示されます。

サポート情報

シリアルナンバー	
シリアルナンバー	未設定

お問い合わせ先	
電話番号	0570-059-401
FAX番号	0570-059-411
E-Mail	k-denso@trust.ocn.ne.jp

環境情報	
OS	Microsoft Windows 10 Pro 10.0.19045
ブラウザ(バージョン)	Microsoft Edge(Ver.123.0.2420.81)
伝送通信ソフト	10.1.0
簡易入力ソフト	10.1.0
マスタの利用	介護給付費単位数表標準マスタを取込み(令和6年4月版)

ホームページ	
介護伝送ソフトヘルプデスク	https://www.kokuho.or.jp/kaigosoftware/jigyosho_ver10/helpdesk.html
介護給付費単位数表標準マスタ ご案内	https://www.kokuho.or.jp/system/master.html

シリアルナンバー登録

問い合わせ票印刷

環境情報コピー

ログファイル採取

閉じる

③ <シリアルナンバー登録>をクリックします



④ [シリアルナンバー]を入力します

シリアルナンバー登録

介護伝送ソフトインストール時に同封されているシリアルナンバーを登録してください。介護伝送ソフトヘルプデスクのサポートを受けるにはシリアルナンバーが必要です。

シリアルナンバー

登録 キャンセル


⑤ <登録>をクリックします

⑦ [取込み対象] を選択します

[取込み対象] は、“全てのサービスコード”、“平成27年4月以降に有効なサービスコード”、“平成30年4月以降に有効なサービスコード”、“令和03年4月以降に有効なサービスコード”もしくは“令和06年4月以降に有効なサービスコード”のいずれかを選択します。

ヒント!

取込み対象を指定することで「介護給付費単位数表標準マスタ」に含まれている適用期間の過ぎた古いサービスコードを除外して取込むことができます。除外して取込むことで、データの容量を削減することができます。

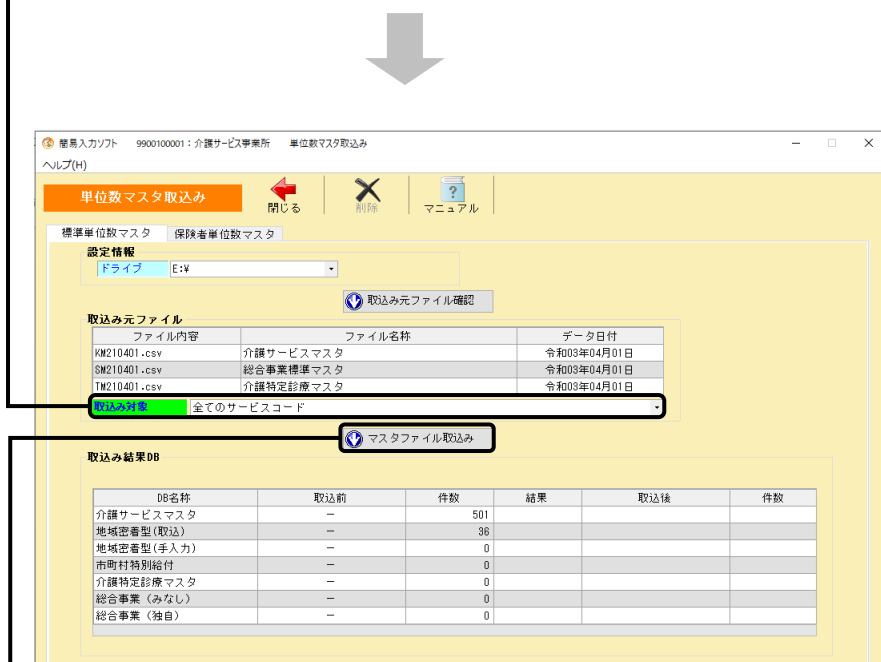
また、既に取込み済みのデータも、対象を指定してツールバーの  <削除> をクリックすることで削除することが可能です。

⑧ <マスタファイル取込み> をクリックします

取込みには10分程度かかります。
[取込み結果DB] に取込み結果が表示されます。

ヒント!

「81：市町村特別給付」については、新たな介護給付費単位数表標準マスタを取込んだ場合でも、単位数マスタ登録画面から入力したデータを保持します。



ファイル内容	ファイル名称	データ日付
KW210401.csv	介護サービスマスタ	令和03年04月01日
SN210401.csv	総合事業標準マスタ	令和03年04月01日
TM210401.csv	介護特定診療マスタ	令和03年04月01日

取込み結果DB

現在の取込み状況：全てのサービスコード

DB名称	取込前	件数	結果	取込後	件数
介護サービスマスタ	-	501	○	令和03年04月01日	209,176
地域密着型(取込)	-	36	○	令和03年04月01日	15,002
地域密着型(手入力)	-	0	-	対象ファイル無し	0
市町村特別給付	-	0	-	対象ファイル無し	0
介護特定診療マスタ	-	0	○	令和03年04月01日	179
総合事業(みなし)	-	0	○	令和03年04月01日	281
総合事業(独自)	-	0	○	令和03年04月01日	1,232

介護給付費単位数表標準マスタ取込み完了

3. (2) 試用版 介護給付費単位数表標準マスタ

ヒント!

試用版単位数マスタを利用される場合は事前に[試用版 介護給付費単位数表標準マスタ]のインストールが必要です。

詳細は、インストールマニュアル「3. 2. 試用版 介護給付費単位数表標準マスタをダウンロード・インストールする」(P.15)を参照してください。

注意

[試用版 介護給付費単位数表標準マスタ]の利用期限は令和6年7月31日です。
令和6年8月請求期間には利用できません

■ 試用版単位数マスタを利用する場合

[メニュー表示方法]に「旧レイアウトのメニュー表示」を選択している場合

[メニュー表示方法]に以下のいずれかを選択している場合

- ・“サービス事業所向け”
- ・“居宅介護支援事業所向け”
- ・“小規模多機能型居宅介護事業者向け”
- ・“審査結果印刷のみを行う事業所向け”

※画面は“サービス事業所向け”の例

- ① <マスタ>または<マスタ取込、登録、更新>をクリックします

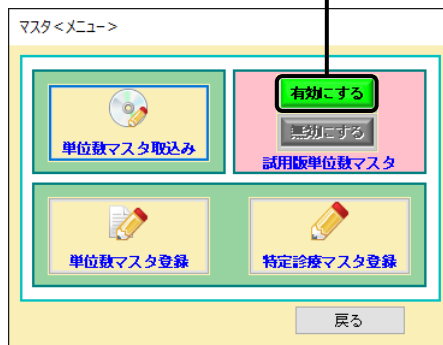


- ② 有効にする をクリックします

ヒント!

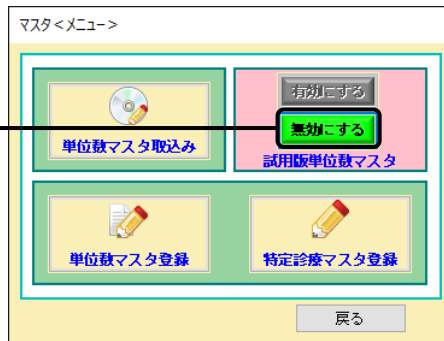
下記の場合は[試用版単位数マスタ]のボタンが表示されません。

- ・[試用版 介護給付費単位数表標準マスタ]がインストールされていない場合
- ・[正規版単位数マスタ]を取込みした場合
- ・利用期限が過ぎた場合



■ 試用版単位数マスタの利用をやめる場合

- ① 無効にする をクリックします



・ 入力のヒント

単位数マスタ登録画面 [地域密着型サービス] タブ

The screenshot shows the 'Unit Master Registration' screen for 'Local Intensive Services'. The interface includes a top navigation bar with buttons for 'Close', 'New Creation', 'Duplicate Creation', 'Delete', and 'Manual'. Below this is a 'Unit Master List' table with columns for 'Code', 'Start Year', and 'Service Name'. The main area contains a form with various input fields and checkboxes. A red box highlights the 'Local Intensive Service' tab. Numbered callouts (1-7) point to specific fields: 1. Unit Number (0), 2. Service Name, 3. Calculation Period/Restriction, 4. Summary Registration Conditions, 5. Special Setting Area, 6. Service Actual Days, and 7. Payment Limit/Staff Shortage.

項目	入力のヒント	参照
① 単位数	<p>下記のいずれかに該当する場合は“0”を設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地域加算 ・ 小規模事業所加算 ・ 中山間地域等提供加算 ・ 処遇改善加算 ・ 特定処遇改善加算 ・ ベースアップ等支援加算 ・ 同一建物減算 (71：夜間訪問介護における事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合) ・ 共生型サービス (78：地域通所介護) ・ 感染症災害3%加算 (72：認知症型通所、74：予防認知通所、78：地域通所介護) ・ 令和3年9月30日までの上乗せ分 ・ 過少サービス減算 (73：小規模多機能、75：予防多機能型、77：複合型看小) ・ サテライト体制未整備減算 (77：複合型看小) <p>※実際の単位数は、請求明細書の画面で入力します。</p>	P. 46、 P. 167、 P. 171、 P. 174

※次ページにつづく

項目	入力ヒント	参照
② 記載省略する	<p>下記のいずれかに該当する場合は「記載省略する」にチェックします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・71：夜間訪問介護（※1）（※3） ・73：小規模多機能（※1）（※2） ・75：予防多機能型（※1）（※2） ・76：定期巡回随時（※1）（※3）（※4） ・77：複合型看小（※1）（※3）（※4） ・同一建物減算（※5） <ul style="list-style-type: none"> （71：夜間訪問介護における事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合） ・共生型サービス（※5）（78：地域通所介護） ・療養通所介護費（※1）（78：地域通所介護） ・サービス提供体制強化加算（※6）（78：地域通所介護） ・栄養スクリーニング加算 <ul style="list-style-type: none"> （73：小規模多機能、75：予防多機能型、77：複合型看小） ・過少サービス減算（※1） <ul style="list-style-type: none"> （73：小規模多機能、75：予防多機能型、77：複合型看小） ・サテライト体制未整備減算（※1） <ul style="list-style-type: none"> （77：複合型看小） <p>（※1）日割りのコードは除く （※2）初期加算のコードは除く （※3）算定単位が“1回につき”のコードを除く （※4）算定単位が“1日につき”のコードを除く （※5）該当するサービスコードを登録する場合、自動で「記載省略する」がチェックされます。 （※6）以下の“1月につき”のサービスコードが対象 「地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ1」 「地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ2」</p>	
算定		
③	<p>算定期間回数制限</p> <p>下記の加算を登録する場合は、「退所(院)につき」を選択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院時共同指導加算 	
その他		
④	<p>摘要欄記載条件</p> <p>請求明細書で摘要欄の記載が必要な場合に設定します。 詳細は「摘要欄入力事項」（P. 176～181）の「単位数マスタ登録「摘要欄記載条件」」を参照してください。 ※「サービス内容（算定項目）」に記載のないサービスの場合、設定は不要です。</p>	P. 176～181
⑤	<p>特殊設定区分</p> <p>下記のサービス内容に該当する場合に設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外泊時費用 ・看取り介護加算 ・ターミナルケア加算 	P. 43
⑥	<p>サービス実日数</p> <p>[対象外] ・算定単位が“1日につき”以外のサービスコード ・加減算のサービスコード ・共生型サービス（78：地域通所介護）のサービスコード ・「令和3年9月30日までの上乗せ分」のサービスコード ・過少サービス減算 ・サテライト体制未整備減算</p> <p>[対象] 上記以外のサービスコード</p>	
⑦	<p>支給限度額対象区分</p> <p>[対象外] ・特別地域加算 ・小規模事業所加算 ・中山間地域等提供加算 ・緊急時訪問看護加算 ・特別管理加算 ・ターミナルケア加算 ・処遇改善加算 ・特定処遇改善加算 ・ベースアップ等支援加算 ・訪問体制強化加算 ・事業所開始時支援加算 ・看護体制強化加算 ・総合マネジメント体制強化加算 ・サービス提供体制強化加算 ・同一建物減算 ・感染症災害3%加算 （72：認知症型通所、74：予防認知通所、78：地域通所介護）</p> <p>[対象] 上記以外のサービスコード</p>	

・ 入力のヒント

== 介護サービス全般 ==



注意

「介護給付費単位数表標準マスタ」取込み済みの場合には、
[介護サービス]、[介護予防サービス] および [総合事業
(みなし)] タブへは入力できません。

新規作成時、適用年月期間(開始)には“令和”
のみが入力されています。登録内容に応じて適用
年月期間(開始)を入力してください。

サービス種類によって設定内容が異なります。摘
要欄入力事項 (P. 176~181) の項目「単位数マスタ
登録「摘要欄記載条件」」を参照してください。
※摘要欄入力事項 (P. 176~181) の項目「サービス
内容(算定項目)」に該当しないサービスコードの
場合、設定は不要です。

下記の区分に該当するサービスコードを登録する場合
に設定します。

- ・ 緊急時治療管理算定区分
- ・ 所定疾患施設療養費算定区分
- ・ 外泊時費用区分
- ・ 看取り介護加算
- ・ ターミナルケア加算
- ・ 試行的退院(所)サービス費区分

下記の区分に該当するサービスコードを登録する場合、
入力したサービスコードと適用年月期間に応じて特殊設
定区分が自動設定されます。

- ・ 特別地域加算
- ・ 小規模事業所加算
- ・ 中山間地域等提供加算
- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ(※1)
- ・ 特定処遇改善加算Ⅰ～Ⅱ
- ・ ベースアップ等支援加算
- ・ 同一建物減算
(11: 訪問介護、12: 訪問入浴、13: 訪問看護、
14: 訪問リハ、62: 予防訪問入浴、
63: 予防訪問看護、64: 予防訪問リハ、
71: 夜間訪問介護、A2: 訪問型独自における
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の
同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合)
- ・ 共生型サービス
(11: 訪問介護、15: 通所介護、21: 短期生活、
24: 予防短期生活、78: 地域通所介護)
- ・ 令和3年9月30日までの上乘せ分(※2)
- ・ 過少サービス減算
(73: 小規模多機能、75: 予防多機能型、
77: 複合型看小)
- ・ サテライト体制未整備減算(77: 複合型看小)

(※1) 処遇改善加算Ⅳ、Ⅴは令和4年3月31日に終了

(※2) 令和3年9月30日に終了

単位数の記載を省略するサービスコードの場合に、
チェックを入れます。対象のサービスについては各タブ
の入力のヒント (P. 33~42) を参照してください。

サービス種類が「55: 介護医療院」で、請求明細書の
基本摘要欄にDPCコードの記載をするサービスの場合、
「あり」を選択します。詳細は「基本摘要欄入力事
項」(P. 182) を参照してください。

サービス種類「23: 短期医療」、「26: 予防短期医療」、
「53: 医療施設」を登録する場合に、サービスコード表に記
載のある施設の分類(病院/診療所/認知症疾患病棟)を設
定します。

サービス種類「33: 特定施設」または「35: 予防特定施
設」における外部サービスを登録する場合に設定します。
「外部サービス」(P. 45) を参照してください。

[サービス実日数]の対象と設定した場合、請求明細書で以下の表
示またはチェックを行います。

- ・ 訪問通所系のサービスコードの場合
集計情報の[サービス実日数]に、明細情報の[日数・回数]
の合計を初期表示。
- ・ 短期入所系のサービスコードの場合
明細情報の[日数・回数]の合計が基本情報の実日数以下で
あることをチェック。
- ・ 特定施設・施設入所系のサービスコードの場合
明細情報の[日数・回数]の合計が基本情報の入居(入所/
入院)実日数以下であることをチェック。



ヒント!

サービス種類による「記載省略する(算定単位“1月につき”の時)」
「サービス実日数」「支給限度額対象区分」「定員超過・人員欠如」の設定
可能項目については「サービス対応表」(P. 50) を参照してください。

== 特別地域加算/小規模事業所加算/中山間地域等提供加算/処遇改善加算/特定処遇改善加算/ベースアップ等支援加算/同一建物減算/共生型サービス/特定事業所加算V/感染症災害3%加算/生活行為向上リハ継続減算/移行計画未提出減算/過少サービス減算/サテライト体制未整備減算 ==

[サービス種類]と[サービス項目]

サービス種類を選択して、サービス項目を入力すると適用年月期間に応じて特殊設定区分、加算割合、減算率が自動設定されます。

[単位数]

“0”が自動設定されます。
単位数は、請求明細書の入力画面で自動計算されます。

[特殊設定区分]

自動設定されます。

[サービス実日数]

“対象外”が自動設定されます。

[支給限度額対象区分]

下記の場合“対象外”が自動設定されます。

- ・特別地域加算
- ・小規模事業所加算
- ・中山間地域等提供加算
- ・処遇改善加算
- ・特定処遇改善加算
- ・ベースアップ等支援加算
- ・同一建物減算
- ・感染症災害3%加算
- ・移行計画未提出減算

下記の場合“対象”が自動設定されます。

- ・共生型サービス
- ・特定事業所加算V
- ・生活行為向上リハ継続減算
- ・過少サービス減算
- ・サテライト体制未整備減算

[加算割合]

自動設定されます。

[特殊設定区分]が「同一建物減算」「共生型サービス」「生活行為向上リハ継続減算」「移行計画未提出減算」「過少サービス減算」「サテライト体制未整備減算」の場合、[減算割合]が設定されます。

[減算率]

処遇改善加算IV、V(※)の場合、自動設定されます。

- ・処遇改善加算IVの場合 90%
- ・処遇改善加算Vの場合 80%

(※) 処遇改善加算IV、Vは令和4年3月31日に終了

⚠ 注意

平成27年4月～平成29年3月の処遇改善加算Ⅰ～Ⅳは、平成29年4月から処遇改善加算Ⅱ～Ⅴになりました。

また、令和3年4月の報酬改定により、処遇改善加算Ⅳ、Ⅴは令和4年3月31日に終了となっております。

それぞれの適用年月期間に応じたサービス名称で登録してください。

なお、特殊設定区分は年月に関わらず、新しい区分で自動表示されます。

サービス名称			特殊設定区分
平成27年4月～平成29年3月	平成29年4月～	令和4年4月～	
-	〇〇処遇改善加算Ⅰ	〇〇処遇改善加算Ⅰ	処遇改善加算Ⅰ
〇〇処遇改善加算Ⅰ	〇〇処遇改善加算Ⅱ	〇〇処遇改善加算Ⅱ	処遇改善加算Ⅱ
〇〇処遇改善加算Ⅱ	〇〇処遇改善加算Ⅲ	〇〇処遇改善加算Ⅲ	処遇改善加算Ⅲ
〇〇処遇改善加算Ⅲ	〇〇処遇改善加算Ⅳ	(終了)	処遇改善加算Ⅳ
〇〇処遇改善加算Ⅳ	〇〇処遇改善加算Ⅴ	(終了)	処遇改善加算Ⅴ

例) 11-6274(訪問介護処遇改善加算)の場合

- ・適用期間が平成29年3月までの場合、サービス名称「訪問介護処遇改善加算Ⅰ」
- ・適用期間が平成29年4月以降の場合、サービス名称「訪問介護処遇改善加算Ⅱ」

上記どちらを設定した場合も、特殊設定区分は「処遇改善加算Ⅱ」と表示されます。

・ 参考資料

== サービス対応表 ==

○:設定可能 空白:設定不可
 ※1 平成30年3月までのサービス種類
 ※2 令和 3年3月までのサービス種類
 ※3 令和 6年3月までのサービス種類

タブ名称	サービス種類	記載省略する	サービス実日数	支給限度額対象区分	定員超過・人員欠如	
介護サービス	11	訪問介護		○	○	○
	12	訪問入浴		○	○	○
	13	訪問看護	○	○	○	○
	14	訪問リハ		○	○	○
	15	通所介護		○	○	○
	16	通所リハ		○	○	○
	17	福祉貸与	○	○	○	○
	21	短期生活		○	○	○
	22	短期老健		○	○	○
	23	短期医療		○	○	○
	27	特定施設短期		○	○	○
	2A	短期医療院		○	○	○
	31	療養管理		○	○	○
	33	特定施設	○	○	○	○
	43	居宅支援				
51	福祉施設		○		○	
52	老健施設		○		○	
53	医療施設※3		○		○	
55	介護医療院		○		○	
介護予防サービス	24	予防短期生活		○	○	○
	25	予防短期老健		○	○	○
	26	予防短期医療		○	○	○
	2B	予短期医療院		○	○	○
	34	予防療養管理		○		○
	35	予防特定施設	○	○	○	○
	46	予防支援				
	61	予防訪問介護※1	○	○	○	○
	62	予防訪問入浴		○	○	○
	63	予防訪問看護		○	○	○
	64	予防訪問リハ		○	○	○
	65	予防通所介護※1	○	○	○	○
	66	予防通所リハ	○	○	○	○
67	予防福祉貸与	○	○	○	○	
地域密着型サービス	28	地域特定短期		○	○	○
	32	認知症型		○		○
	36	地域特定施設		○		○
	37	予防認知症型		○		○
	38	認知症型短期		○	○	○
	39	予防認知短期		○	○	○
	54	地域福祉施設		○		○
	68	小多機短		○	○	○
	69	予防小多機短		○	○	○
	71	夜間訪問介護	○	○	○	○
	72	認知症型通所		○	○	○
	73	小規模多機能	○	○	○	○
	74	予防認知通所		○	○	○
	75	予防多機能型	○	○	○	○
76	定期巡回随時	○	○	○	○	
77	複合型看小	○	○	○	○	
78	地域通所介護		○	○	○	
79	複合型看小短		○	○	○	
総合事業	みなし	A1	訪問型みなし※2	○	○	
		A5	通所型みなし※2	○	○	
	独自	A2	訪問型独自	○	○	
		A6	通所型独自	○	○	
		AF	予防ケアマネ			
	定率／定額	A3	訪問型定率	○	○	
		A4	訪問型定額	○	○	
		A7	通所型定率	○	○	
		A8	通所型定額	○	○	
		A9	生活配食定率	○		
		AA	生活配食定額	○		
AB		生活見守定率	○			
AC	生活見守定額	○				
AD	生活・他定率	○				
AE	生活・他定額	○				
市町村特別給付	81	特別給付		○		

== 特別診療費識別一覧 ==

特別診療名称	識別番号	算定条件
感染対策指導管理	01	1日につき算定
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	34	1日につき算定
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	56	1月につき算定
初期入所診療管理	05	入所中1回(または2回)算定
重度療養管理	35	1日につき算定
特定施設管理	02	1日につき算定
特定施設管理個室加算	03	1日につき算定
特定施設管理2人部屋加算	04	1日につき算定
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定
薬剤管理指導	09	月4回を限度として算定
薬剤管理指導情報活用加算	57	1月につき算定
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定
医学情報提供(Ⅰ)	11	1回につき算定
医学情報提供(Ⅱ)	12	1回につき算定
理学療法(Ⅰ)	18	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定
理学療法(Ⅱ)	19	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定
理学療法リハビリ計画加算	20	月1回を限度(発症の月に限り)として算定
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定
理学療法リハビリ体制強化加算	48	理学療法(Ⅰ)1回につき算定
理学療法(Ⅰ)情報活用加算1	58	月1回を限度として算定
理学療法(Ⅰ)情報活用加算2	62	月1回を限度として算定
理学療法(Ⅱ)情報活用加算1	59	月1回を限度として算定
理学療法(Ⅱ)情報活用加算2	63	月1回を限度として算定
作業療法	25	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度(発症の月に限り)として算定
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定
作業療法リハビリ体制強化加算	49	作業療法1回につき算定
作業療法情報活用加算1	60	月1回を限度として算定
作業療法情報活用加算2	64	月1回を限度として算定
言語聴覚療法	39	1回(20分以上実施を条件とする)につき(1日3回を限度)算定
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定
言語聴覚療法情報活用加算1	61	月1回を限度として算定
言語聴覚療法情報活用加算2	65	月1回を限度として算定
理学療法(Ⅰ)(減算)	42	利用を開始または入所した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定
理学療法(Ⅱ)(減算)	43	利用を開始または入所した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定
作業療法(減算)	45	利用を開始または入所した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定
言語聴覚療法(減算)	47	利用を開始または入所した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定
摂食機能療法	31	1日につき(月4回を限度)算定
短期集中リハビリ加算	52	理学療法、作業療法、言語聴覚療法または摂食機能療法を行った場合、1日につき算定
精神科作業療法	32	1日につき算定
認知症入所精神療法	33	1週間につき算定
集団コミュニケーション療法	54	1回につき算定(1日3回を限度)
認知症短期集中リハビリ加算	55	1日につき算定(1週に3日を限度)

・参考資料

== サービス種類マップ ==

○：設定可能 空白：設定不可
 ※1：平成30年3月までのサービス種類
 ※2：令和 3年3月までのサービス種類
 ※3：令和 6年3月までのサービス種類

サービス 種別	サービス種類	事業所区分						割引率	特別地域 加算	小規模 事業所加算	処遇改善 加算	特定処遇 改善加算	ベース アップ等 支援加算	社福軽減	食費・ 居住費
		指定	基準該当	相当 サービス	その他	地域 密着型	総合事業								
介護サ ービス	11 訪問介護	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	
	12 訪問入浴	○	○	○				○	○	○	○	○	○		
	13 訪問看護	○		○					○	○					
	14 訪問リハ	○		○					○	○					
	15 通所介護	○	○	○				○			○	○	○	○	
	16 通所リハ	○		○							○	○	○		
	17 福祉貸与	○	○	○					○	○					
	21 短期生活	○	○	○				○			○	○	○	○	○
	22 短期老健	○		○							○	○	○	○	○
	23 短期医療	○		○							○	○	○	○	○
	27 特定施設短期	○		○				○			○	○	○		
	2A 短期医療院	○		○							○	○	○		○
	31 療養管理	○		○					○	○					
	33 特定施設	○		○				○			○	○	○		
	43 居宅支援	○	○	○					○	○					
	51 福祉施設	○		○				○			○	○	○	○	○
	52 老健施設	○		○							○	○	○	○	○
	53 医療施設※3	○		○							○	○	○	○	○
55 介護医療院	○		○							○	○	○	○	○	
81 特別給付					○										
介護予 防サ ービス	24 予防短期生活	○	○	○				○			○	○	○	○	○
	25 予防短期老健	○		○							○	○	○	○	○
	26 予防短期医療	○		○							○	○	○	○	○
	2B 予短期医療院	○		○							○	○	○	○	○
	34 予防療養管理	○		○					○	○					
	35 予防特定施設	○		○				○			○	○	○		
	46 予防支援	○	○	○											
	61 予防訪問介護※1	○	○	○				○	○	○	○	○	○		○
	62 予防訪問入浴	○	○	○				○	○	○	○	○	○		
	63 予防訪問看護	○		○					○	○					
	64 予防訪問リハ	○		○					○	○					
65 予防通所介護※1	○	○	○				○			○				○	
66 予防通所リハ	○		○							○	○	○			
67 予防福祉貸与	○	○	○					○	○						
81 特別給付					○										
地域密 着型サ ービス	28 地域特定短期	○		○		○		○			○	○	○	○	
	32 認知症型	○		○		○		○			○	○	○	○	
	36 地域特定施設	○		○		○		○			○	○	○	○	
	37 予防認知症型	○		○		○		○			○	○	○	○	
	38 認知症型短期	○		○		○		○			○	○	○	○	
	39 予防認知症短期	○		○		○		○			○	○	○	○	
	54 地域福祉施設	○		○		○		○			○	○	○	○	○
	68 小多機短	○		○		○		○		○	○	○	○	○	○
	69 予防小多機短	○		○		○		○		○	○	○	○	○	○
	71 夜間訪問介護	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
	72 認知症型通所	○		○		○		○			○	○	○	○	○
	73 小規模多機能	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
	74 予防認知通所	○		○		○		○			○	○	○	○	○
	75 予防多機能型	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
76 定期巡回随時	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
77 複合型看小	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
78 地域通所介護	○		○		○		○			○	○	○	○	○	
79 複合型看小短	○		○		○		○		○	○	○	○	○	○	
総合 事業サ ービス	A1 訪問型みなし※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	A2 訪問型独自	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	A3 訪問型定率	○	○	○	○	○	○	○						○	
	A4 訪問型定額	○	○	○	○	○	○	○						○	
	A5 通所型みなし※2	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	A6 通所型独自	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	A7 通所型定率	○	○	○	○	○	○	○						○	
	A8 通所型定額	○	○	○	○	○	○	○						○	
	A9 生活配食定率	○	○	○	○	○	○	○							
	AA 生活配食定額	○	○	○	○	○	○	○							
	AB 生活見守定率	○	○	○	○	○	○	○							
	AC 生活見守定額	○	○	○	○	○	○	○							
	AD 生活・他定率	○	○	○	○	○	○	○							
AE 生活・他定額	○	○	○	○	○	○	○								
AF 予防ケアマネ	○	○	○	○	○	○	○								

== 地域区分適用地域一覧表 ==

■ は地域区分に変更があった市町村です。
下表にない市町村の地域区分は「その他」です。

都道府県名	市町村名	地域区分		
		令和3年度 以降	令和6年度 以降	
北海道	札幌市	7級地	7級地	
宮城県	仙台市	6級地	6級地	
	多賀城市	6級地	6級地	
茨城県	水戸市	5級地	5級地	
	日立市	5級地	5級地	
	土浦市	6級地	6級地	
	古河市	6級地	6級地	
	結城市	7級地	7級地	
	龍ヶ崎市	5級地	5級地	
	下妻市	7級地	7級地	
	常総市	7級地	7級地	
	笠間市	7級地	7級地	
	取手市	5級地	5級地	
	牛久市	4級地	4級地	
	つくば市	5級地	5級地	
	ひたちなか市	7級地	7級地	
	守谷市	5級地	5級地	
	那珂市	7級地	7級地	
	筑西市	7級地	7級地	
	坂東市	7級地	7級地	
	稲敷市	7級地	7級地	
	つくばみらい市	7級地	7級地	
	大洗町	7級地	7級地	
	阿見町	7級地	7級地	
	河内町	7級地	7級地	
	八千代町	7級地	7級地	
	五霞町	7級地	7級地	
	境町	7級地	7級地	
	利根町	6級地	6級地	
	栃木県	宇都宮市	6級地	6級地
		栃木市	7級地	7級地
		鹿沼市	7級地	7級地
		日光市	7級地	7級地
		小山市	7級地	7級地
真岡市		7級地	7級地	
大田原市		7級地	7級地	
さくら市		7級地	7級地	
下野市		6級地	7級地	
壬生町		7級地	7級地	
野木町	6級地	6級地		
群馬県	前橋市	7級地	7級地	
	高崎市	6級地	6級地	
	伊勢崎市	7級地	7級地	
	太田市	7級地	7級地	
	渋川市	7級地	7級地	
	榛東村	その他	7級地	
	吉岡町	その他	7級地	
玉村町	7級地	7級地		
埼玉県	さいたま市	3級地	3級地	
	川越市	6級地	6級地	
	熊谷市	7級地	7級地	
	川口市	6級地	5級地	
	行田市	6級地	6級地	
	所沢市	6級地	6級地	
	飯能市	6級地	6級地	
	加須市	6級地	6級地	

都道府県名	市町村名	地域区分	
		令和3年度 以降	令和6年度 以降
埼玉県	東松山市	6級地	6級地
	春日部市	6級地	6級地
	狭山市	6級地	6級地
	羽生市	6級地	6級地
	鴻巣市	6級地	6級地
	深谷市	7級地	7級地
	上尾市	6級地	6級地
	草加市	6級地	5級地
	越谷市	6級地	6級地
	蕨市	6級地	6級地
	戸田市	6級地	5級地
	入間市	6級地	6級地
	朝霞市	4級地	4級地
	志木市	4級地	4級地
	和光市	4級地	4級地
	新座市	5級地	5級地
	桶川市	6級地	6級地
	久喜市	6級地	6級地
	北本市	6級地	6級地
	八潮市	6級地	5級地
	富士見市	6級地	6級地
	三郷市	6級地	6級地
	蓮田市	6級地	6級地
	坂戸市	6級地	6級地
	幸手市	6級地	6級地
	鶴ヶ島市	6級地	6級地
	日高市	7級地	7級地
	吉川市	6級地	6級地
	ふじみ野市	5級地	5級地
	白岡市	6級地	6級地
	伊奈町	6級地	6級地
	三芳町	6級地	6級地
	毛呂山町	7級地	7級地
	越生町	7級地	7級地
滑川町	7級地	7級地	
川島町	7級地	7級地	
吉見町	7級地	7級地	
鳩山町	7級地	7級地	
寄居町	7級地	7級地	
宮代町	6級地	6級地	
杉戸町	6級地	6級地	
松伏町	6級地	6級地	
千葉県	千葉市	3級地	3級地
	市川市	5級地	5級地
	船橋市	4級地	4級地
	木更津市	7級地	6級地
	松戸市	5級地	5級地
	野田市	6級地	6級地
	茂原市	6級地	6級地
	成田市	4級地	4級地
	佐倉市	5級地	5級地
	東金市	7級地	7級地
	習志野市	4級地	4級地
柏市	6級地	6級地	

都道府県名	市町村名	地域区分	
		令和3年度以降	令和6年度以降
千葉県	市原市	5級地	5級地
	流山市	6級地	6級地
	八千代市	5級地	5級地
	我孫子市	6級地	6級地
	鎌ヶ谷市	6級地	6級地
	君津市	7級地	7級地
	富津市	7級地	7級地
	浦安市	4級地	3級地
	四街道市	5級地	5級地
	袖ヶ浦市	6級地	5級地
	八街市	7級地	7級地
	印西市	5級地	5級地
	山武市	7級地	7級地
	大網白里市	7級地	7級地
	酒々井町	6級地	6級地
	白井市	6級地	6級地
	富里市	7級地	7級地
	栄町	5級地	5級地
	長柄町	7級地	7級地
	長南町	7級地	7級地
東京都	千代田区	1級地	1級地
	中央区	1級地	1級地
	港区	1級地	1級地
	新宿区	1級地	1級地
	文京区	1級地	1級地
	台東区	1級地	1級地
	墨田区	1級地	1級地
	江東区	1級地	1級地
	品川区	1級地	1級地
	目黒区	1級地	1級地
	大田区	1級地	1級地
	世田谷区	1級地	1級地
	渋谷区	1級地	1級地
	中野区	1級地	1級地
	杉並区	1級地	1級地
	豊島区	1級地	1級地
	北区	1級地	1級地
	荒川区	1級地	1級地
	板橋区	1級地	1級地
	練馬区	1級地	1級地
	足立区	1級地	1級地
	葛飾区	1級地	1級地
	江戸川区	1級地	1級地
	八王子市	3級地	3級地
	立川市	4級地	4級地
	武蔵野市	3級地	3級地
	三鷹市	3級地	3級地
	青梅市	3級地	3級地
	府中市	3級地	3級地
	昭島市	4級地	4級地
	調布市	3級地	2級地
	町田市	2級地	2級地
	小金井市	3級地	3級地
小平市	3級地	3級地	
日野市	3級地	3級地	
東村山市	3級地	3級地	
国分寺市	3級地	3級地	

都道府県名	市町村名	地域区分		
		令和3年度以降	令和6年度以降	
東京都	国立市	3級地	3級地	
	福生市	5級地	5級地	
	狛江市	2級地	2級地	
	東大和市	4級地	4級地	
	清瀬市	3級地	3級地	
	東久留米市	3級地	3級地	
	武蔵村山市	6級地	6級地	
	多摩市	2級地	2級地	
	稲城市	3級地	3級地	
	羽村市	6級地	6級地	
	あきる野市	5級地	5級地	
	西東京市	3級地	3級地	
	瑞穂町	6級地	6級地	
	日の出町	5級地	5級地	
	檜原村	6級地	6級地	
	奥多摩町	6級地	6級地	
	神奈川県	横浜市	2級地	2級地
		川崎市	2級地	2級地
		相模原市	4級地	4級地
		横須賀市	5級地	4級地
		平塚市	5級地	5級地
		鎌倉市	3級地	3級地
藤沢市		4級地	4級地	
小田原市		5級地	5級地	
茅ヶ崎市		5級地	5級地	
逗子市		4級地	4級地	
三浦市		6級地	4級地	
秦野市		6級地	6級地	
厚木市		4級地	3級地	
大和市		5級地	5級地	
伊勢原市		5級地	5級地	
海老名市		4級地	4級地	
座間市		5級地	5級地	
綾瀬市		5級地	5級地	
葉山町		6級地	5級地	
寒川町		5級地	5級地	
大磯町		6級地	6級地	
二宮町		6級地	6級地	
南足柄市	その他	7級地		
中井町	その他	6級地		
山北町	7級地	7級地		
箱根町	7級地	7級地		
愛川町	5級地	5級地		
清川村	6級地	6級地		
新潟県	新潟市	7級地	7級地	
富山県	富山市	7級地	7級地	
石川県	金沢市	7級地	7級地	
	内灘町	7級地	7級地	
福井県	福井市	7級地	7級地	
山梨県	甲府市	7級地	7級地	
	南アルプス市	その他	7級地	
	南部町	その他	7級地	
長野県	長野市	7級地	7級地	
	松本市	7級地	7級地	
	塩尻市	7級地	7級地	
	岐阜県	岐阜市	6級地	6級地
	大垣市	7級地	7級地	
	多治見市	7級地	7級地	
	美濃加茂市	その他	7級地	
	各務原市	7級地	7級地	
	可児市	7級地	7級地	

都道府県名	市町村名	地域区分	
		令和3年度以降	令和6年度以降
静岡県	静岡市	6級地	6級地
	浜松市	7級地	7級地
	沼津市	7級地	7級地
	三島市	7級地	7級地
	富士宮市	7級地	7級地
	島田市	7級地	7級地
	富士市	7級地	7級地
	磐田市	7級地	7級地
	焼津市	7級地	7級地
	掛川市	7級地	7級地
	藤枝市	7級地	7級地
	御殿場市	7級地	7級地
	袋井市	7級地	7級地
	裾野市	7級地	7級地
	函南町	7級地	7級地
	清水町	7級地	7級地
	長泉町	7級地	7級地
	小山町	7級地	7級地
	川根本町	7級地	7級地
	森町	7級地	7級地
愛知県	名古屋市	3級地	3級地
	豊橋市	7級地	7級地
	岡崎市	6級地	6級地
	一宮市	7級地	6級地
	瀬戸市	6級地	6級地
	半田市	7級地	7級地
	春日井市	6級地	6級地
	豊川市	7級地	7級地
	津島市	6級地	6級地
	碧南市	6級地	6級地
	刈谷市	4級地	3級地
	豊田市	4級地	3級地
	安城市	6級地	6級地
	西尾市	6級地	6級地
	蒲都市	7級地	7級地
	犬山市	7級地	6級地
	常滑市	7級地	7級地
	江南市	7級地	6級地
	小牧市	7級地	7級地
	稲沢市	6級地	6級地
	新城市	7級地	7級地
	東海市	7級地	7級地
	大府市	7級地	7級地
	知多市	7級地	7級地
	知立市	6級地	5級地
	尾張旭市	7級地	6級地
	高浜市	7級地	7級地
	岩倉市	7級地	6級地
	豊明市	6級地	5級地
	日進市	6級地	6級地
田原市	7級地	7級地	
愛西市	6級地	6級地	
清須市	6級地	6級地	
北名古屋	6級地	6級地	

都道府県名	市町村名	地域区分	
		令和3年度以降	令和6年度以降
愛知県	弥富市	6級地	6級地
	みよし市	5級地	5級地
	あま市	6級地	6級地
	長久手市	6級地	6級地
	東郷町	6級地	6級地
	豊山町	6級地	6級地
	大口町	7級地	7級地
	扶桑町	7級地	7級地
	大治町	6級地	6級地
	蟹江町	6級地	6級地
	飛鳥村	6級地	6級地
	阿久比町	7級地	7級地
	東浦町	7級地	7級地
	武豊町	その他	7級地
	幸田町	7級地	7級地
設楽町	7級地	7級地	
東栄町	7級地	7級地	
豊根村	7級地	7級地	
三重県	津市	6級地	6級地
	四日市市	6級地	6級地
	桑名市	6級地	6級地
	鈴鹿市	6級地	6級地
	名張市	7級地	7級地
	亀山市	6級地	6級地
	いなべ市	7級地	7級地
	伊賀市	7級地	7級地
	木曽岬町	7級地	7級地
	東員町	7級地	7級地
	菟野町	7級地	7級地
	朝日町	7級地	7級地
	川越町	7級地	7級地
滋賀県	大津市	5級地	5級地
	彦根市	6級地	6級地
	長浜市	7級地	7級地
	草津市	5級地	5級地
	守山市	6級地	6級地
	甲賀市	6級地	6級地
	野洲市	7級地	7級地
	湖南市	7級地	7級地
	東近江市	7級地	7級地
	近江八幡市	その他	7級地
	高島市	7級地	7級地
	栗東市	5級地	5級地
	日野町	7級地	7級地
竜王町	その他	7級地	
京都府	京都市	5級地	5級地
	宇治市	6級地	6級地
	亀岡市	6級地	6級地
	城陽市	7級地	6級地
	向日市	6級地	6級地
	長岡京市	6級地	5級地
	八幡市	6級地	6級地
	京田辺市	6級地	6級地
	木津川市	6級地	6級地
	大山崎町	7級地	6級地
	久御山町	7級地	7級地
精華町	6級地	6級地	

都道府県名	市町村名	地域区分	
		令和3年度以降	令和6年度以降
大阪府	大阪市	2級地	2級地
	堺市	5級地	5級地
	岸和田市	6級地	6級地
	豊中市	4級地	4級地
	池田市	4級地	4級地
	吹田市	4級地	4級地
	泉大津市	6級地	6級地
	高槻市	4級地	4級地
	貝塚市	6級地	6級地
	守口市	3級地	3級地
	枚方市	5級地	5級地
	茨木市	5級地	5級地
	八尾市	5級地	5級地
	泉佐野市	6級地	6級地
	富田林市	6級地	6級地
	寝屋川市	4級地	4級地
	河内長野市	6級地	6級地
	松原市	5級地	5級地
	大東市	3級地	3級地
	和泉市	6級地	6級地
	箕面市	4級地	4級地
	柏原市	6級地	6級地
	羽曳野市	6級地	6級地
	門真市	3級地	3級地
	摂津市	5級地	5級地
	高石市	5級地	5級地
	藤井寺市	6級地	6級地
	東大阪市	5級地	5級地
	泉南市	6級地	6級地
	四條畷市	3級地	4級地
	交野市	5級地	5級地
	大阪狭山市	6級地	6級地
	堺南市	6級地	6級地
	島本町	6級地	6級地
	豊能町	6級地	6級地
	能勢町	6級地	6級地
	忠岡町	6級地	6級地
	熊取町	6級地	6級地
	田尻町	6級地	6級地
	岬町	6級地	6級地
	太子町	6級地	6級地
河南町	6級地	6級地	
千早赤阪村	6級地	6級地	
兵庫県	神戸市	4級地	4級地
	姫路市	7級地	7級地
	尼崎市	5級地	5級地
	明石市	6級地	6級地
	西宮市	3級地	3級地
	芦屋市	3級地	3級地
	伊丹市	5級地	5級地
	加古川市	7級地	7級地
	宝塚市	3級地	3級地
	三木市	7級地	7級地
	高砂市	7級地	7級地
川西市	5級地	5級地	

都道府県名	市町村名	地域区分	
		令和3年度以降	令和6年度以降
兵庫県	三田市	5級地	5級地
	猪名川町	6級地	6級地
	稲美町	7級地	7級地
	播磨町	7級地	7級地
奈良県	奈良市	6級地	6級地
	大和高田市	6級地	7級地
	大和郡山市	6級地	6級地
	天理市	7級地	7級地
	橿原市	7級地	7級地
	桜井市	7級地	7級地
	御所市	7級地	7級地
	生駒市	6級地	6級地
	香芝市	7級地	7級地
	葛城市	7級地	7級地
	宇陀市	7級地	7級地
	山添村	7級地	7級地
	平群町	7級地	7級地
	三郷町	7級地	7級地
	斑鳩町	7級地	7級地
	安堵町	7級地	7級地
	川西町	7級地	7級地
	三宅町	7級地	7級地
	田原本町	7級地	7級地
	曽爾村	7級地	7級地
明日香村	7級地	7級地	
上牧町	7級地	7級地	
王寺町	7級地	7級地	
広陵町	7級地	7級地	
河合町	7級地	7級地	
和歌山県	和歌山市	6級地	6級地
	橋本市	6級地	6級地
岡山県	岡山市	7級地	7級地
広島県	広島市	5級地	5級地
	東広島市	7級地	7級地
	廿日市市	7級地	7級地
	府中町	5級地	5級地
	海田町	7級地	7級地
	熊野町	その他	7級地
	坂町	7級地	7級地
山口県	周南市	7級地	7級地
徳島県	徳島市	7級地	7級地
香川県	高松市	7級地	7級地
福岡県	北九州市	7級地	7級地
	福岡市	5級地	5級地
	飯塚市	7級地	7級地
	筑紫野市	7級地	7級地
	春日市	5級地	5級地
	大野城市	6級地	6級地
	太宰府市	6級地	6級地
	那珂川市	6級地	6級地
	古賀市	7級地	7級地
	福津市	6級地	6級地
	糸島市	6級地	6級地
粕屋町	6級地	6級地	
長崎県	長崎市	7級地	7級地

・ 入力のヒント

訪問通所系 [明細情報画面]

簡易入力ソフト 9900100001:介護サービス事業所 請求明細書

ヘルプ(H) 事業所台帳を参照 保険者台帳を参照 利用者台帳を参照 送付ファイル作成を参照 単位数マスタ登録を参照

請求明細書 令和4年10月分 様式第二 介護 太郎 要支援2 令和4年04月01日~令和5年04月30日

住所地特例の明細を入力する ①施設所在保険者

サービスコード 15-5111 サービスコードをクリア サービスコード一覧から選択

通所介護 I 6 1・定超

給付率 90% 利用者負担額

サービス実日数 対象外 支給限度額対象区分 対象

摘要欄記載条件

明細情報入力

②単位 466

③日数・回数 30

④公費日数・回数 法:12 30

⑤公費単位数

⑥所要時間

⑦その他(日付等) 20221001

⑧単位数単価

⑨割引率

多床室適用理由

⑩福祉用具コード

一覧に登録 行修正 行削除

明細情報一覧

コード	サービス名称	単位	回数	単位数	回数	単位数	回数	単位数	回数	単位数	施設所在保険者	摘要

登録件数: 0 件

利用者選択に戻る 基本情報に戻る 集計情報へ進む

項目	入力のヒント	参照
① 施設所在保険者	利用者台帳の住所地特例情報の内容を表示します。 住所地特例情報が設定されていない場合は選択できません。	
明細情報入力		
② 単位 (※)	<p>介護マスタの単位数に割引率、基準該当サービス費比率を掛け合わせた計算結果を表示します。 ただし減算サービスコードは割引率の適用対象外です。</p> <p>以下のサービスについては単位に0を入力した場合、集計情報画面へ遷移時に自動計算します。なお、自動計算した値は上限値であり、それ以下の値に変更可能です。(0以外を入力した場合は、自動計算した値により上限チェックを行います。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地域加算 ・ 小規模事業所加算 ・ 中山間地域等提供加算 ・ 同一建物減算 (11: 訪問介護、12: 訪問入浴、13: 訪問看護、14: 訪問リハ、62: 予防訪問入浴、63: 予防訪問看護、64: 予防訪問リハ、71: 夜間訪問介護、A2: 訪問型独自における事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合) ・ 共生型サービス (11: 訪問介護、15: 通所介護、78: 地域通所介護) ・ 特定事業所加算V ・ 感染症災害3%加算 ・ 生活行為向上リハ継続減算 ・ 移行計画未提出減算 ・ 令和3年9月30日までの上乘せ分 ・ 過少サービス減算 ・ サテライト体制未整備減算 <p>4時間以上の訪問介護サービスの場合は計算値を直接入力してください。</p> <p>市町村特別給付については、単位数マスタ登録画面の[市町村特別給付]タブで登録した単位数を表示します。</p> <p>※サービス種類が「17: 福祉貸与」「67: 予防福祉貸与」の場合、「単位数」と表示されます。</p>	P. 122

※次ページにつづく

項目		入力のヒント	参照
㉓	日数・回数	<p>提供したサービスの日数または回数を入力します。介護給付費単位数表標準マスタを取込み済みで、制限回数がある場合は、欄外に介護マスタの制限回数を表示します。</p> <p>市町村特別給付については[単位]×[日数・回数]を、単位数マスタ登録画面の[市町村特別給付]タブで登録した限度単位数を超えないようチェックを行います。</p>	P. 122
㉔	公費日数・回数	公費受給者の場合、その公費を適用する日数・回数を入力します。	
㉕	公費単位数	<p>公費受給者の場合、その公費を適用する単位数を入力します。 福祉用具貸与の場合は「<<入力のヒント[訪問通所系の入力例]>>」を参照してください。 以下のサービスについては計算値を直接入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別地域加算 ・ 小規模事業所加算 ・ 中山間地域等提供加算 ・ 同一建物減算 (11: 訪問介護、12: 訪問入浴、13: 訪問看護、14: 訪問リハ、 62: 予防訪問入浴、63: 予防訪問看護、64: 予防訪問リハ、 71: 夜間訪問介護、A2: 訪問型独自における事業所と同一建物の利用者 またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合) ・ 共生型サービス (11: 訪問介護、15: 通所介護、78: 地域通所介護) ・ 特定事業所加算 V ・ 感染症災害3%加算 ・ 生活行為向上リハ継続減算 ・ 移行計画未提出減算 ・ 令和3年9月30日までの上乗せ分 ・ 過少サービス減算 ・ サテライト体制未整備減算 	P. 119
	摘要		P. 176
㉖	所要時間	<p>身体介護4時間以上の場合、分単位の所要時間を入力します。 (例: 4時間20分の場合、260を入力)</p>	
㉗	その他(日付等)	サービスコードによって日付等の入力が必要な場合があります。 詳細は「摘要欄入力事項」(P. 176)を参照してください。	P. 176
㉘	単位数単価	サテライト事業所からサービス提供している時は「ST」を選択してください。	
㉙	割引率	割引後の率ではなく割引率を入力してください。 (例: 5%割引の場合、5を入力)	
㉚	福祉用具コード	<p>公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコードまたは福祉用具届出コードのいずれかを入力します。いずれのコードについても、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)(半角英数字)を入力します。その際に企業コードと商品コードの間は「-」(半角)でつなぎます。 詳細は「摘要欄入力事項」(P. 177)を参照してください。</p>	P. 177

・ 入力のヒント

短期入所系 [明細情報画面]

簡易入力ソフト 9900100001 : 介護サービス事業所 請求明細書

ヘルプ(出) 事業所台帳を参照 保険者台帳を参照 利用者台帳を参照 送付ファイル作成を参照 単位数マスタ登録を参照

請求明細書 令和04年10月分 様式第四 介護 四郎 要介護4 令和04年04月01日～令和05年04月30日

住所地特例の明細を入力する 施設所在保険者

サービスコード 22-6278 サービスコードをクリア サービスコード一覧から選択

老短重度療養管理加算 1

給付率 90% 利用者負担額

サービス実日数 対象外 支給限度額対象区分 対象

摘要欄記載条件 患者の状態

明細情報入力

① 単位 120 ③ 公費 法:12 所要時間

② 日数・回数 30 → ※制限回数 30 ④ その他(日付等) 20221001

公費日数・回数 公費単位数 ⑤ 割引率 ⑥ 多床室適用理由

福祉用具コード

一覧に登録 行修正 行削除

明細情報一覧

コード	サービス名称	単位	回数	単位数	回数	単位数	回数	単位数	回数	単位数	施設所在保険者	摘要
22-6278	老短重度療養管理加...	120	30	3,600	30	3,600	0	0	0	0		20221001

登録件数: 1 件

利用者選択に戻る 基本情報に戻る 集計情報へ進む

項目	入力のヒント	参照
① 明細情報入力		
① 単位	介護マスタの単位数に割引率、基準該当サービス費比率を掛け合わせた計算結果を表示します。 ただし減算サービスコードは割引率の適用対象外です。 以下のサービスについては単位に0を入力した場合、集計情報画面へ遷移時に自動計算します。 ・共生型サービス(21:短期生活、24:予防短期生活) ・令和3年9月30日までの上乗せ分	
② 日数・回数	提供したサービスの日数または回数を入力します。介護給付費単位数表標準マスタを取込み済で、制限回数がある場合は、欄外に介護マスタの制限回数を表示します。	
③ 公費日数・回数	公費受給者の場合、その公費を適用する日数・回数を入力します。	
④ 摘要		P.178
④ その他(日付等)	以下の加算または短期入所療養介護費を算定する場合に入力します。 ・医療連携強化加算 ・看取り連携体制加算 ・重度療養管理加算(老健のみ) ・療養型短期入所療養介護費(I)の(ii)(iii)(v)(vi) ・療養型短期入所療養介護費(II)の(ii)(iv) ・ユニット型療養型短期入所療養介護費(II)(III)(V)(VI) ・診療所型短期入所療養介護費(I)の(ii)(iii)(v)(vi) ・ユニット型診療所型短期入所療養介護費(II)(III)(V)(VI) 詳細は「摘要欄入力事項」(P.178)を参照してください。	P.178
⑤ 割引率	割引後の率ではなく割引く率を入力してください。 (例:5%割引の場合、5を入力)	
⑥ 多床室適用理由	一月内で複数の理由に該当する場合、最初の滞在理由を選択してください。 同時に複数の理由に該当する場合、最も番号の小さい滞在理由を選択してください。	
基本摘要	様式第四の三、四の四の場合のみ入力します。	
⑦ 入所者の状態	入所者の状態を記載するサービスコードを登録した場合のみ入力します。詳細は「基本摘要欄入力事項」(P.182)を参照してください。	P.182

1. (5) サービス種類と様式対応表

様式番号	介護サービス	様式番号	予防サービス	様式番号	総合事業サービス
様式第二	11：訪問介護 12：訪問入浴 13：訪問看護 14：訪問リハ 15：通所介護 16：通所リハ 17：福祉貸与 31：療養管理 71：夜間訪問介護 72：認知症型通所 73：小規模多機能 68：小多機短 76：定期巡回随時 77：複合型看小 78：地域通所介護 79：複合型看小短 81：特別給付	様式第二の二	61：予防訪問介護(※1) 62：予防訪問入浴 63：予防訪問看護 64：予防訪問リハ 65：予防通所介護(※1) 66：予防通所リハ 67：予防福祉貸与 34：予防療養管理 74：予防認知通所 75：予防多機能型 69：予防小多機短 81：特別給付	様式第二の三	A1：訪問型みなし(※3) A2：訪問型独自 A3：訪問型定率 A4：訪問型定額 A5：通所型みなし(※3) A6：通所型独自 A7：通所型定率 A8：通所型定額 A9：生活配食定率 AA：生活配食定額 AB：生活見守定率 AC：生活見守定額 AD：生活・他定率 AE：生活・他定額
様式第三	21：短期生活	様式第三の二	24：予防短期生活		
様式第四	22：短期老健	様式第四の二	25：予防短期老健		
様式第四の三	2A：短期医療院(※2)	様式第四の四	2B：予防短期医療院(※2)		
様式第五	23：短期医療	様式第五の二	26：予防短期医療		
様式第六	32：認知症型	様式第六の二	37：予防認知症型		
様式第六の三	33：特定施設 36：地域特定施設	様式第六の四	35：予防特定施設		
様式第六の五	38：認知症型短期	様式第六の六	39：予防認知短期		
様式第六の七	27：特定施設短期 28：地域特定短期				
様式第七	43：居宅支援	様式第七の二	46：予防支援	様式第七の三	AF：予防ケアマネ
様式第八	51：福祉施設 54：地域福祉施設				
様式第九	52：老健施設				
様式第九の二	55：介護医療院(※2)				
様式第十	53：医療施設(※4)				

注：■は、地域密着型サービス

※1：平成30年3月までのサービス種類

※2：平成30年4月から利用可能なサービス種類

※3：令和3年3月までのサービス種類

※4：令和6年3月までのサービス種類

1. (6) 公費適用サービス種類一覧

サービス種類	公費給付率	本人負担額	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	福祉貸与	療養管理	夜間訪問介護	認知症型通所	小規模多機能	小多機短	定期巡回随時	複合型看小	地域通所介護	複合型看小短	複合型看小短	予防訪問介護※1	予防訪問入浴	予防訪問看護	予防訪問リハ	予防通所介護※1	予防通所リハ	予防福祉貸与	予防療養管理	予防認知通所	予防多機能型	予防小多機短	訪問型みなし※2	訪問型独自	訪問型定額	訪問型定額	訪問型みなし※2	通所型みなし※2	通所型独自
サービス種類			11	12	13	14	15	16	17	31	71	72	73	68	76	77	78	79	61	62	63	64	65	66	67	34	74	75	69	A1	A2	A3	A4	A5	A6		
1:介護,2:予防,3:地域密着,4:総合事業			1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	4	4	4	4	4	4	
10:感染症37条の2	95	-																																			
21:自立通院	100	有			○																	○															
15:自立更生	100	有			○	○		○														○	○		○												
19:原爆一般	100	-			○	○		○		○												○	○		○												
54:難病公費	100	有			○	○		○		○												○	○		○												
86:被爆体験者	100	-			○	○		○		○												○	○		○												
51:特定疾患・先天性血液凝固	100	-			○	○		○		○												○	○		○												
88:水俣病・メチル水銀	100	-			○	○		○		○												○	○		○												
87:有機ヒ素	100	-			○	○		○		○												○	○		○												
66:石綿	100	-			○	○		○		○												○	○		○												
58:全額免除	100	-	○								○									○											○	○					
81:原爆助成	100	-	○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○	○	○	○	○	○			○	○
25:中国残留邦人等	100	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12:生活保護	100	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

サービス種類	公費給付率	本人負担額	通所型定額	通所型定額	生活配食定額	生活配食定額	生活見守定額	生活見守定額	生活・他定額	生活・他定額	短期生活	予防短期生活	短期老健	短期老健	短期医療院	短期医療院	短期医療	予防短期医療	認知対応	予防認知症型	特定施設	特定施設短期	地域特定施設	地域特定施設	予防特定施設	認知症型短期	予防認知短期	居宅支援	予防支援	予防ケアマネ	福祉施設	地域福祉施設	老健施設	介護医療院	医療施設※3						
サービス種類			A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	21	24	22	25	2A	2B	23	26	32	37	33	27	36	28	35	38	39	43	46	AF	51	54	52	55	53						
1:介護,2:予防,3:地域密着,4:総合事業			4	4	4	4	4	4	4	4	1	2	1	2	1	2	1	2	3	3	1	1	3	3	2	3	3	1	2	4	1	3	1	1	1						
10:感染症37条の2	95	-											△	△	□	□	△	△																	△	□	△				
21:自立通院	100	有																																							
15:自立更生	100	有																																			○	○			
19:原爆一般	100	-											○	○	○	○	○	○																			○	○	○		
54:難病公費	100	有																																					○	○	
86:被爆体験者	100	-											○	○	○	○	○	○																					○	○	
51:特定疾患・先天性血液凝固	100	-																																					○	○	
88:水俣病・メチル水銀	100	-											○	○	○	○	○	○																					◆	○	○
87:有機ヒ素	100	-											○	○	○	○	○	○																					◆	○	○
66:石綿	100	-											○	○	○	○	○	○																					◆	○	○
58:全額免除	100	-																																							
81:原爆助成	100	-									○	○								☆	☆														○	○					
25:中国残留邦人等	100	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12:生活保護	100	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- △は特定診療費および特別療養費について適用可能
- は特別診療費および緊急時施設診療費について適用可能
- ◆は緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のみ適用可能
- ☆は令和3年4月より対象となるサービス（請求は令和3年9月請求分から可能）
- ※1は平成30年3月までのサービス種類
- ※2は令和3年3月までのサービス種類
- ※3は令和6年3月までのサービス種類

1. (7) 入力事項

== 単位数計算が必要な例 ==

※《》は、囲まれた部分の計算結果を四捨五入することを示す

4時間以上の訪問介護を算定する場合	3時間半以上4時間未満の単位数に30分を越えるごとに84単位を加算します。 以下の場合はそれぞれの加減算を行います。 ・生活援助を行った場合 20分以上45分未満 + 67単位 45分以上70分未満 + 134単位 70分以上 + 201単位 ・介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% ・2人の介護員等の場合 × 200% ・夜間早期の場合 + 25% ・深夜の場合 + 50%
特別地域加算を算定する場合 (※1)	《特別地域加算対象単位数の合計 × 15%》 「17：福祉貸与」「67：予防福祉貸与」は、《特別地域加算対象単位数の合計 × 100%》
小規模事業所加算を算定する場合 (※1)	《小規模事業所加算対象単位数の合計 × 10%》 「17：福祉貸与」「67：予防福祉貸与」は、《小規模事業所加算対象単位数の合計 × 2/3》
中山間地域等提供加算を算定する場合 (※1)	《中山間地域等提供加算対象単位数の合計 × 5%》 「17：福祉貸与」「67：予防福祉貸与」は、《中山間地域等提供加算対象単位数の合計 × 1/3》
同一建物減算を算定する場合(※1) (11：訪問介護、12：訪問入浴、 13：訪問看護、14：訪問リハ、 62：予防訪問入浴、 63：予防訪問看護、 64：予防訪問リハ、 71：夜間訪問介護、 A2：訪問型独自における事業所と 同一建物の利用者またはこれ以外の 同一建物の利用者20人以上にサービ スを行う場合)	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 《同一建物減算対象単位数の合計 × -10%》 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 《同一建物減算対象単位数の合計 × -15%》 ※「A2：訪問型独自」は対象外
共生型サービスを算定する場合(※1) (11：訪問介護、15：通所介護、 21：短期生活、24：予防短期生活、 78：地域通所介護)	《共生型サービス対象単位数の合計 × -[減算割合](※2)》
特定事業所加算Ⅴを算定する場合 (※1) (11：訪問介護)	《特定事業所加算Ⅴ対象単位数の合計 × 3%》
感染症災害3%加算を算定する場合 (※1) (15：通所介護、16：通所リハ、 72：認知症型通所、 74：予防認知通所、 78：地域通所介護)	《感染症災害3%加算対象単位数の合計 × 3%》
生活行為向上リハ継続減算を算定する 場合(※1) (16：通所リハ、66：予防通所リハ)	《生活行為向上リハ継続減算対象単位数の合計 × -15%》
移行計画未提出減算を算定する場合 (※1) (53：医療施設)	《移行計画未提出減算対象単位数の合計 × -10%》
令和3年9月30日までの上乗せ分を 算定する場合(※1)(※3)	《本体報酬を含むサービスコードの単位数の合計 × 0.1%》 ※算出の結果、1単位未満となる場合は小数点以下を切り上げます。
特定施設の外部サービス利用 型において、1時間30分以上の 訪問介護を算定する場合	1時間30分未満の単位数に15分を越えるごとに36単位を加算します。
過少サービス減算を算定する場合(※ (73：小規模多機能、75：予防多機能 型、77：複合型看小)	《過少サービス減算対象単位数の合計 × -30%》
サテライト体制未整備減算を算定する 場合(※1) (77：複合型看小)	《サテライト体制未整備減算対象単位数の合計 × -3%》

(※1) 明細情報画面にて当該加算のサービス単位数に0を入力し、「集計情報へ進む」ボタンをクリックすることで、自動計算されたサービス単位数が設定されます。(ただし、「17：福祉貸与」「67：予防福祉貸与」を除く。)なお、自動計算された値は上限値であり、それ以下の値に変更可能です。(0以外を入力した場合は、自動計算した値により上限チェックを行います。)

(※2) [減算割合]の詳細はP.175を参照してください。

(※3) 令和3年9月30日までの上乗せ分の対象となるサービス種類は、「== 令和3年9月30日までの上乗せ分 ==」(P.47)を参照してください。

・ 摘要欄入力事項

様式第二、二の二

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	請求明細書の摘要入力事項	単位数マスタ登録 「摘要欄記載条件」
サテライト事業所からのサービス提供		STを選択すること。(ST: サテライトの略称)	ー (設定不要)
ADL値の提出 (15: 通所介護、78: 地域通所介護) ※令和5年3月31日まで		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)附則第5条(ADL維持等加算に係る経過措置)によって求められるADL値の提出は、評価対象期間において連続して6月利用した期間(複数ある場合には最初の月が最も早いもの。)の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Indexを測定した結果をそれぞれの月のサービス本体報酬の摘要欄に入力することによって行う。 例 75	ー (設定不要)
11: 訪問介護	身体介護 4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で入力すること。 身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。 例 260	所要時間
13: 訪問看護	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護と連携して 指定訪問看護を行う 場合	訪問看護の実施回数を入力すること。 例 20	その他
	看護・介護職員連携強化 加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日または、会議等に出席した日を入力すること。 例 15	その他
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を入力すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を入力すること。 例 20210501 (死亡日が2021年5月1日の場合)	死亡日/死亡年月日
13: 訪問看護 63: 予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を入力すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を入力すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	その他
	専門管理加算	専門の研修の種類(イまたはロ)を入力すること。 例 イ イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱 ロ 特定行為	その他
14: 訪問リハ 64: 予防訪問リハ	短期集中リハビリテーション 実施加算	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日または要介護・要支援認定を受けた年月日を入力すること。 例 20210501 (退院(所)日が2021年5月1日の場合)	退院(所)年月日または認定年月日
14: 訪問リハ 16: 通所リハ 64: 予防訪問リハ 66: 予防通所リハ	退院時共同指導加算	退院前カンファレンスの参加月日を入力すること。 例 0501 (退院前カンファレンス参加日が5月1日の場合)	その他
31: 療養管理 34: 予防療養管理		算定回数に応じて訪問日等を入力すること。 (訪問日等が複数あるときは「.(半角カンマ)」で区切る) 薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と入力すること。 例 6.20 (訪問指導を6日と20日に行った場合) 例 サ6.サ20 (サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合)	訪問日等
16: 通所リハ	短期集中個別リハビリテーション 実施加算	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日または要介護認定を受けた年月日を入力すること。 例 20210501 (退院(所)日が2021年5月1日の場合)	退院(所)年月日または認定年月日
	重度療養管理加算	摘要欄に利用者(要介護3、要介護4または要介護5)の状態(イからリまで)を入力すること。 なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを入力すること。 (*1)を参照 例 ハ	その他

- *1 イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
ハ 中心静脈注射を実施している状態
ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
ハ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
リ 気管切開が行われている状態

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	請求明細書の摘要入力事項	単位数マスタ登録 「摘要欄記載条件」
17: 福祉貸与 67: 予防福祉貸与	福祉用具貸与	平成29年10月サービス提供分からは、公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコードまたは福祉用具届出コードのいずれかを入力すること。いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を入力すること。（英字は大文字で入力すること） その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。 同一商品を複数貸与している場合は、明細情報を分けて入力すること。また、付属品を併せて貸与している場合は、明細情報を分けて作成し、それぞれのサービス単位数を入力すること。 平成29年9月サービス提供分まではTAISコードまたはJANコードを入力すること。 どちらのコードも有していない場合はメーカー名と商品名をへボン式ローマ字（大文字）で入力すること。その際にメーカー名と商品名の間は「-」（半角）でつなぐこと。	商品コード等
17: 福祉貸与 67: 予防福祉貸与	特別地域加算 小規模事業所加算 中山間地域等提供加算	福祉用具貸与を開始した日付を入力すること。 例 6	貸与開始日
12: 訪問入浴 73: 小規模多機能	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を入力すること。 例 20210501 （死亡日が2021年5月1日の場合）	その他
73: 小規模多機能 75: 予防多機能型	小規模多機能型居宅介護費 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (加算を除く)	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて入力すること。 同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、入力すること。 (例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として入力すること。) 例 100302 (通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合) 例 150000 (通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合)	サービス提供日数
76: 定期巡回随時	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を入力すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を入力すること。 例 20210501 (死亡日が2021年5月1日の場合)	その他
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を入力すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を入力すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	その他
77: 複合型看小	看護小規模多機能型居宅介護 (加算を除く)	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて入力すること。 同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、入力すること。 (例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として入力すること。) 例 04010302 (訪問看護サービスを4日、通所サービスを1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合) 例 00150000 (通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合)	その他
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を入力すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を入力すること。 例 0501 (指導実施日が5月1日の場合)	その他
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を入力すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を入力すること。 例 20210501 (死亡日が2021年5月1日の場合)	その他
	専門管理加算	専門の研修の種類（イまたはロ）を入力すること。 例 イ イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門・人工膀胱 ロ 特定行為	その他
介護給付費の割引		割引を行う場合は率を入力すること。 例 5%割引の場合 → 5	- (設定不要)

様式第三、三の二、四、四の二、四の三、四の四、五、五の二

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	請求明細書の摘要入力事項	単位数マスタ登録 「摘要欄記載条件」
21：短期生活 22：短期老健 23：短期医療 24：予防短期生活 25：予防短期老健 26：予防短期医療 2A：短期医療院 2B：予短期医療院	多床室のサービスコードの適用理由	(*1)を参照	多床室適用理由、 傷病名（DPC上6桁）
21：短期生活	医療連携強化加算	摘要欄に利用者の状態（いからりまで）を入力すること。 なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを入力すること。（*2）を参照 例 A	その他
21：短期生活	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を入力すること。 例 20210501 （死亡日が2021年5月1日の場合）	その他
22：短期老健 25：予防短期老健	重度療養管理加算 （老健のみ）	摘要欄に利用者（要介護4または要介護5）の状態（いからりまで）を入力すること。 なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを入力すること。（*3）を参照 例 A	その他
23：短期医療 26：予防短期医療	病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅰ）(ii)(iii)(v)(vi)、病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）(ii)(iv)、ユニット型病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）(Ⅲ)、経過のユニット型病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）(Ⅲ)、診療所（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅰ）(ii)(iii)(v)(vi)、ユニット型診療所（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）(Ⅲ)、経過のユニット型診療所（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）(Ⅲ)	下記いからりまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を入力すること。 なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを入力すること。（*4）を参照 例1 イ 例2 MD	その他
介護給付費の割引		割引を行う場合は率を入力すること。 例 5%割引の場合 → 5	－（設定不要）

*1 適用理由の番号を摘要欄に入力すること。

- 1 多床室入所
- 3 感染症等（30日以内）
- 4 居住面積一定以下
- 5 精神症状等

一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を入力すること。

同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を入力すること。

*2 イ 喀痰吸引を実施している状態

- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施している状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 人口膀胱または人口肛門の処理を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

*3 イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

*4 イ NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態

- ロ Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態または連続する1週間以上人工呼吸器を必要としている状態
- ハ 各週2日以上的人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。
 - A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）
 - B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの
 - C 出血性消化器病変を有するもの
 - D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの
- ニ Child-Pugh分類C以上の肝機能障害の状態
- ホ 連続する3日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態
- ヘ 単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。
- ト 現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬「造影剤使用撮影」をいう。）または内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコープ」誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。））状態
- チ 認知症であって、悪性腫瘍等と診断された者
- リ 認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者
 - A パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病）
 - B 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
 - C 筋萎縮性側索硬化症
 - D 脊髄小脳変性症
 - E 広範脊髄管狭窄症
 - F 後縦靭帯骨化症
 - G 黄色靭帯骨化症
 - H 悪性関節リウマチ
- ヌ 認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb、ⅣまたはⅤに該当する者

様式第六、六の三、六の四

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	請求明細書の摘要入力事項	単位数マスタ登録 「摘要欄記載条件」
32：認知症型	看取り介護加算	対象者が死亡した日を入力すること。 例 20210501 (死亡日が2021年5月1日の場合)	死亡日／死亡年月日
33：特定施設 36：地域特定施設	看取り介護加算	対象者が死亡した日を入力すること。 例 20210501 (死亡日が2021年5月1日の場合)	その他
33：特定施設 35：予防特定施設	外部サービス利用型における 福祉用具貸与、介護予防福祉 用具貸与	平成29年10月サービス提供分からは、公益財団法人テクノエイド協会が付しているTAISコードまたは福祉用具届出コードのいずれかを入力すること。いずれのコードについても、企業コード（5桁）及び商品コード（6桁）（半角英数字）を入力すること。（英字は大文字で入力すること） その際に企業コードと商品コードの間は「-」（半角）でつなぐこと。 同一商品を複数貸与している場合は、明細情報を分けて入力すること。また、付属品を併せて貸与している場合は、明細情報を分けて作成し、それぞれのサービス単位数を入力すること。 平成29年9月サービス提供分まではTAISコードまたはJANコードを入力すること。 どちらのコードも有していない場合はメーカー名と商品名をへボン式ローマ字（大文字）で入力すること。その際にメーカー名と商品名の間は「-」（半角）でつなぐこと。	商品コード等
介護給付費の割引		割引を行う場合は率を入力すること。 例 5%割引の場合 → 5	—（設定不要）

様式第七の三

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	請求明細書の摘要入力事項	単位数マスタ登録 「摘要欄記載条件」
AF：予防ケアマネ	介護予防ケアマネジメント	給付管理票の提出の必要がないケアプランについて、原案作成委託料の請求支払を行う場合のみ、ケアプラン原案作成の委託先である居宅介護支援事業所の事業所番号を記載する（*1） 例 9070000110	—（設定不要）

*1 1行目に入力すること。

・様式第七の新規作成

※選択した事業所のサービス種類が43
(居宅支援)である場合に表示されます。

① 月初から10日までは、前月が表示されます。月遅れ請求の場合には、そのサービスを提供した年月を入力します

※ サービス提供年月に当月が設定できるのは11日以降です。

② 提供年月を変更する場合 <リセット>をクリックし、提供年月を入力後、<設定>をクリックします

③ <新規作成>をクリックします

対象の利用者が表示されます

※ 利用者が表示されない場合は「利用者台帳」の以下の入力内容について確認してください。

- ・ サービス情報の対象様式「給付管理票」にチェックが入っていること
- ・ サービス情報の支援事業所番号がP.194の①で選択した事業所と同じこと

④ 「事業所条件」を選択します

⑤ <事業所条件設定>をクリックします

⑥ 「利用者条件」を設定します

⑦ <利用者条件設定>をクリックします




⑧ [事業所条件]、[利用者条件]で設定した条件に当てはまる利用者のチェックボックスに を付けます

ヒント!

同じ事業所・利用者条件であれば、複数の利用者に を付けることで、様式第七を同時に作成することができます。
 を付けた人数が作成対象人数に表示されます。
(作成対象人数/総数 例. 3/5名)

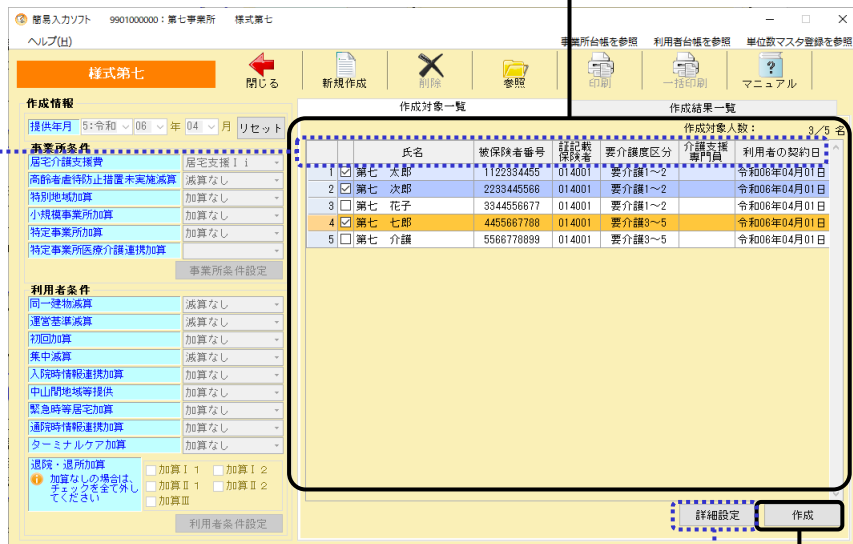
ヒント!

列の項目名「氏名」、「被保険者番号」、「証記載保険者」、「要介護度区分」、「介護支援専門員」、「利用者の契約日」をクリックすることで、その項目の昇順でデータを並び替えます。

ヒント!

給付管理票を作成せずに様式第七を単独で作成する際に介護支援専門員の設定を行う場合等で、入力情報の補正を行いたい場合は、<詳細設定>をクリックします。

⑨ <作成>をクリックします



ヒント!

摘要と回数を入力は詳細情報確認画面から行います。以下の手順で詳細情報確認画面を開き、回数を変更してカーソルを遷移しますと、サービス単位数、サービス単位数合計、請求額合計を自動的に再計算します。

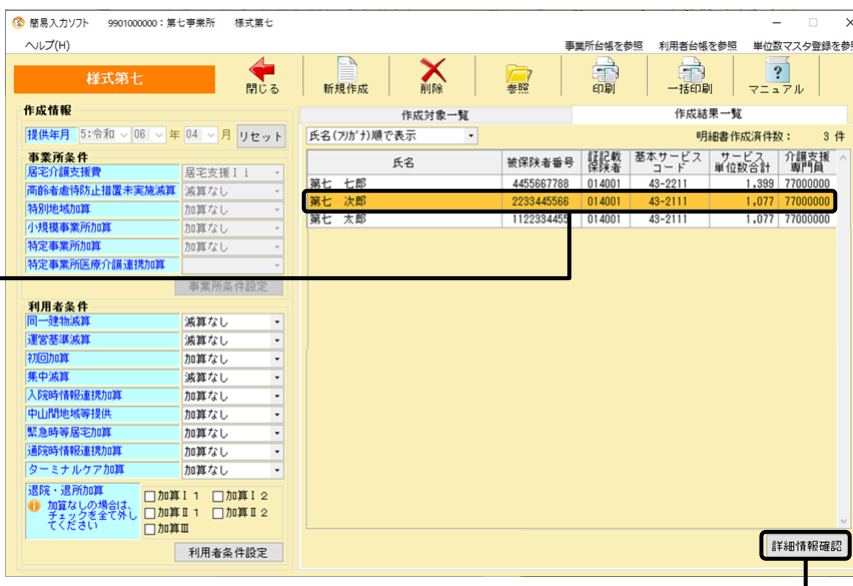


[作成結果一覧] タブにデータが表示されます。

■ 内容の確認と修正

① 修正する行を選択します

② <詳細情報確認>をクリックします



・様式第七の参照

① 月初から10日までは、前月が表示されます

② 提供年月を変更する場合 <リセット>をクリックし、提供年月を入力後、<設定>をクリックします

③ <参照>をクリックします

④ [明細書作成済] または [送付ファイル作成済] を選択します。

ヒント!
[送付ファイル作成済] を選択した場合、参照する行を選択してください。

⑤ <選択>をクリックします

ヒント!
明細書作成済のデータの [摘要] または [回数] 以外を修正する場合は、一度削除してから再作成します。
削除の手順は「データを削除する場合」(P. 11) を参照してください。

注意

送付ファイル作成済のデータは修正、削除を行うことはできません。

サービスコード	サービス名称	単位数	回数	サービス単位数		
43-2111	居宅介護支援Ⅰ	1,076	1	1,076		
43-8300	居宅支援令和3年9月30日...	1	1	1		
サービス単位数合計		1,077	×	10.00	=	10,770

・ 入力のヒント

■ 様式第七

簡易入力ソフト 9901000000 : 第七事業所 様式第七

ヘルプ(H) 事業所台帳を参照 利用者台帳を参照 単位数マスタ登録を参照

様式第七 閉じる 新規作成 削除 参照 印刷 一括印刷 マニュアル

作成情報 提供年月: 5: 令和 06 年 04 月 リセット

事業所条件

① 居宅介護支援費 居宅支援 I i

② 高齢者虐待防止措置未実施減算 減算なし

③ 特別地域加算 加算なし

④ 小規模事業所加算 加算なし

⑤ 特定事業所加算 加算なし

⑥ 特定事業所医療介護連携加算

事業所条件設定

利用者条件

⑦ 同一建物減算

⑧ 運営基準減算

⑨ 初回加算

⑩ 集中減算

⑪ 入院時情報連携加算

⑫ 中山間地域等提供

⑬ 緊急時等居宅加算

⑭ 通院時情報連携加算

⑮ ターミナルケア加算

⑯ 退院・退所加算

加算なしの場合は、チェックを全て外してください

加算 I 1 加算 I 2
加算 II 1 加算 II 2
加算 III

利用者条件設定

作成対象一覧 作成結果一覧 作成対象人数: 0/5 名

	氏名	被保険者番号	証記載保者	要介護区分	介護支援専門員	利用者の契約日
1	<input type="checkbox"/> 第七 太郎	1122334455	014001	要介護1~2		令和06年04月01日
2	<input type="checkbox"/> 第七 次郎	2233445566	014001	要介護1~2		令和06年04月01日
3	<input type="checkbox"/> 第七 花子	3344556677	014001	要介護1~2		令和06年04月01日
4	<input type="checkbox"/> 第七 七郎	4455667788	014001	要介護3~5		令和06年04月01日
5	<input type="checkbox"/> 第七 介護	5566778899	014001	要介護3~5		令和06年04月01日

詳細設定 作成

項目	入力のヒント	参照
事業所条件		
① 居宅介護支援費	提供年月の利用者数の状況を確認して正しい内容を選択してください。 設定内容については「様式第七の入力のヒント」(P.201)を参照してください。	P.201
② 高齢者虐待防止措置未実施減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。 令和6年4月以降から設定できます。	
③ 特別地域加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 特別地域加算の有無に応じて選択してください。	
④ 小規模事業所加算	事業所台帳の内容(地域区分)が初期表示されます。 小規模事業所加算の有無に応じて選択してください。	
⑤ 特定事業所加算 ※令和3年3月までは項目名 特定事業所加算 I II III	事業所台帳の内容(特定事業所)が初期表示されます。 事業所台帳の設定と異なる場合、必要に応じて「加算なし」「加算 I」「加算 II」「加算 III」 「加算 A」から選択してください。	
⑥ 特定事業所医療介護連携加算 ※令和3年3月までは項目名 特定事業所加算 IV	加算対象となる場合には「加算あり」を選択してください。 【特定事業所加算】が「加算なし」の場合は選択できません。 平成31年4月以降から設定できます。	P.201

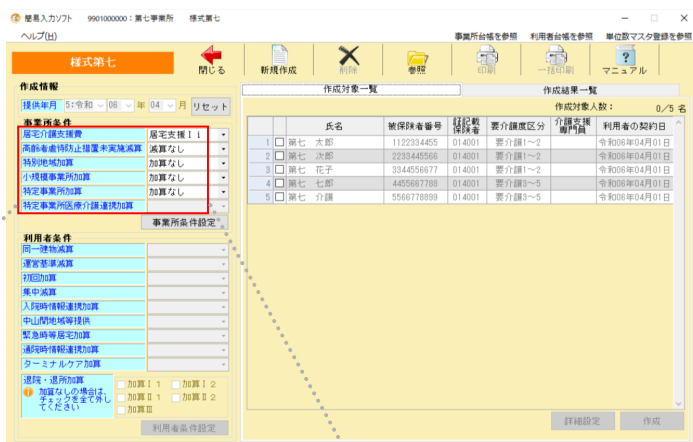
※次ページにつづく

項目		入力のヒント	参照
	利用者条件	地域包括支援センターの場合は、初回加算、小規模多機能型連携のみ設定します。	
⑦	同一建物減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。	
⑧	運営基準減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。	
⑨	初回加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
⑩	集中減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。	
⑪	入院時情報連携加算	「加算なし」「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」から選択してください。	
⑫	中山間地域等提供	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
⑬	緊急時等居室加算		
⑭	通院時情報連携加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 令和3年4月以降から設定できます。	
⑮	ターミナルケア加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 平成30年4月以降から設定できます。	
⑯	退院・退所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月以降の場合 該当する加算を1つのみチェックしてください。 ただし、同月において入退所（院）を繰り返したなど、複数の加算に該当する場合は複数の選択が可能です。また、同じ理由で同一の加算を複数回算定する場合は、作成ボタンによる作成後に回数の変更が可能です。回数の変更は「・様式第七の新規作成 ■内容の確認と修正」（P.196）を参照してください。 ・平成30年3月以前の場合 加算対象となる場合には「加算あり」を選択してください。 	P.196

・様式第七の入力のヒント

■ 事業所条件

「ヒント 居宅介護支援費の基本単位の取扱」を参照し、取扱件数に応じて、利用者ごとに[居宅介護支援費]を設定してください。



[拡大表示]

事業所条件	
居宅介護支援費	居宅支援 I i
高齢者虐待防止措置未実施減算	減算なし
特別地域加算	加算なし
小規模事業所加算	加算なし
特定事業所加算	加算なし
特定事業所医療介護連携加算	

居宅支援 I i	i
居宅支援 I ii	ii
居宅支援 I iii	iii
居宅支援 II i	i
居宅支援 II ii	ii
居宅支援 II iii	iii
加算なし	
加算 I	
加算 II	
加算 III	
加算 A	

事業所台帳の[特定事業所]が初期表示されます。

[特定事業所医療介護連携加算] ※令和3年4月以降より算定可能

[特定事業所加算]に、加算 I、II、III、A を設定した場合に選択可能です。

なお、以下の要件を全て満たす事業所で、特定事業所医療介護連携加算が算定可能です。

- ・ 退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行っていること
- ・ ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定していること
- ・ 特定事業所加算 I、II、III、A を算定していること

※平成31年4月から令和3年3月の間は[特定事業所加算IV]という項目名で表示されます。

💡 ヒント!

居宅介護支援費の基本単位の取扱について

	取扱件数(※1)	備考
居宅支援 I i	45名未満	取扱件数に応じて、契約日が古いものから順に割り当てる
居宅支援 I ii	45以上60未満の利用者について算定	
居宅支援 I iii	60以上の利用者について算定	
居宅支援 II i (※2)	50名未満	
居宅支援 II ii (※2)	50以上60未満の利用者について算定	
居宅支援 II iii (※2)	60以上の利用者について算定	

※1 ケアマネの取扱件数 (利用者数 + 指定介護予防支援に係る利用者数 × 1/3) ÷ 常勤ケアマネ人数

※2 ケアブランドータ連携システムの活用または事務職員の配置を行っている場合に算定。

※『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 第三 居宅介護支援費に関する事項 7 基本単位の扱いについて』を参照


・様式第七の印刷

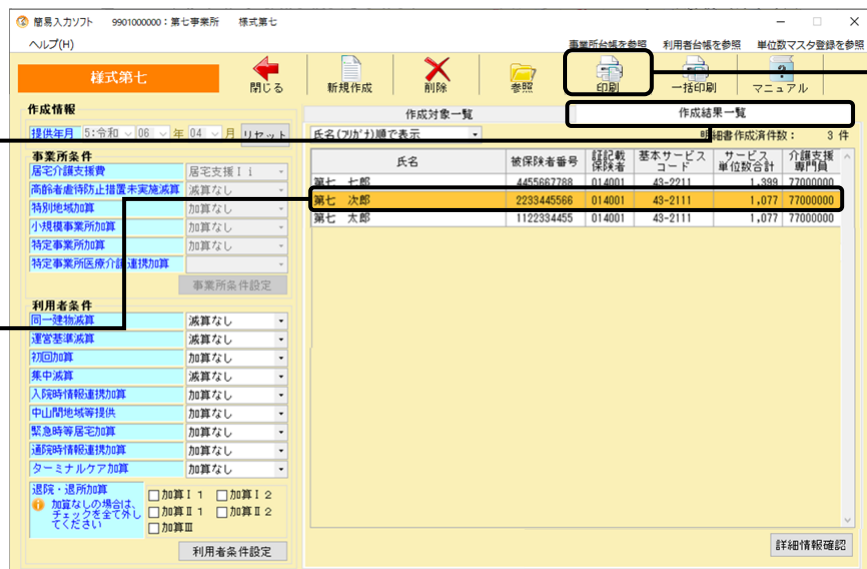
※ [作成結果一覧] タブが表示されるまでの手順は、「様式第七の新規作成」(P. 195) あるいは「様式第七の参照」(P. 198) を参照してください。

■ 印刷 (単票)

① [作成結果一覧] タブを選択します

② 印刷する行を選択します

③  <印刷> をクリックします



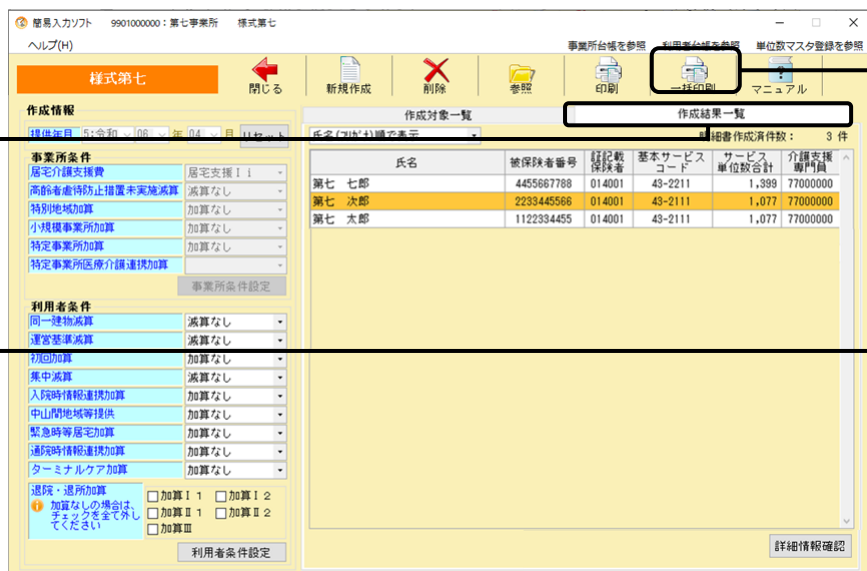
■ 印刷 (一括)

① [作成結果一覧] タブを選択します

②  <一括印刷> をクリックします

③ [印刷順] を選択します

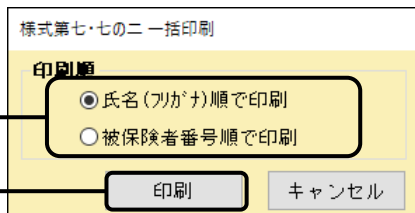
④ <印刷> をクリックします



※ 通常使うプリンタとして設定されているプリンタから出力されます。

⚠ 注意

印刷プレビュー画面は表示されません。



・様式第七の二の新規作成

※選択した事業所のサービス種類が46
(予防支援)である場合に表示されます。

① 月初から10日までは、前月が表示されます。月遅れ請求の場合には、そのサービスを提供した年月を入力します

※ サービス提供年月に当月が設定できるのは11日以降です。

② 提供年月を変更する場合 <リセット>をクリックし、提供年月を入力後、<設定>をクリックします

③ <新規作成>をクリックします

対象の利用者が表示されます

※ 利用者が表示されない場合は「利用者台帳」の以下の入力内容について確認してください。

- ・ サービス情報の対象様式「給付管理票」にチェックが入っていること
- ・ サービス情報の支援事業所番号がP.194の①で選択した事業所と同じこと

④ 「事業所条件」を選択します

⑤ <事業所条件設定>をクリックします

⑥ 「利用者条件」を設定します

⑦ <利用者条件設定>をクリックします




- ⑧ [事業所条件]、[利用者条件]で設定した条件に当てはまる利用者のチェックボックスに を付けます

ヒント!

同じ利用者条件であれば、複数の利用者に を付けることで、様式第七の二を同時に作成することができます。

を付けた人数が作成対象人数に表示されます。

(作成対象人数/総数 例. 3/5名)

ヒント!

列の項目名「氏名」、「被保険者番号」、「証記載保険者」、「介護支援専門員」「利用者の契約日」をクリックすることで、その項目の昇順でデータを並び替えます。

ヒント!

給付管理票を作成せずに様式第七の二を単独で作成する際に介護支援専門員の設定を行う場合等で、入力情報の補正を行いたい場合は、<詳細設定>をクリックします。

- ⑨ <作成>をクリックします

ヒント!

摘要と回数の入力は詳細情報確認画面から行います。以下の手順で詳細情報確認画面を開き、回数を変更してカーソルを遷移しますと、サービス単位数、サービス単位数合計、請求額合計を自動的に再計算します。

[作成結果一覧] タブにデータが表示されます。

■ 内容の確認と修正

- ① 修正する行を選択します

- ② <詳細情報確認>をクリックします

氏名	被保険者番号	証記載保険者	要介護度区分	介護支援専門員	利用者の契約日
<input checked="" type="checkbox"/> 七の二 介護	0011223344	014001			令和08年04月01日
<input checked="" type="checkbox"/> 七の二 太郎	8677889900	014001			令和08年04月01日
<input type="checkbox"/> 七の二 次郎	7788990011	014001			令和08年04月01日
<input checked="" type="checkbox"/> 七の二 花子	8899001122	014001			令和08年04月01日
<input type="checkbox"/> 七の二 七郎	9900112233	014001			令和08年04月01日

氏名	被保険者番号	証記載保険者	基本サービスコード	サービス単位数
七の二 介護	0011223344	013003	46-2111	439
七の二 太郎	8677889900	013003	46-2111	439
七の二 花子	8899001122	013003	46-2111	439

・様式第七の二の参照

① 月初から10日までは、前月が表示されます

② 提供年月を変更する場合 <リセット>をクリックし、提供年月を入力後、<設定>をクリックします

③ <参照>をクリックします

④ [明細書作成済] または [送付ファイル作成済] を選択します。

ヒント!

[送付ファイル作成済] を選択した場合、参照する行を選択してください。

⑤ <選択>をクリックします

ヒント!

明細書作成済のデータの [摘要] または [回数] 以外を修正する場合は、一度削除してから再作成します。

削除の手順は「データを削除する場合」(P.11) を参照してください。



注意

送付ファイル作成済のデータは修正、削除を行うことはできません。

サービスコード	サービス名称	単位数	回数	サービス単位数
46-2111	介護予防支援	438	1	438
46-8300	介護予防支援令和3年9月...	1	1	1

サービス単位数合計 439 × 単位数単価 10.00 = 請求額合計 4,390

・ 入力のヒント

■ 様式第七の二

② 登録入力ソフト 9902000000 : 第七の二事業所 様式第七の二

ヘルプ(H) 事業所台帳を参照 利用者台帳を参照 単位数マスタ登録を参照

様式第七の二 閉じる 新規作成 削除 参照 印刷 一括印刷 マニュアル

作成情報
提供年月 5:令和 06 年 04 月 リセット

事業所条件
① 介護予防支援費 予防支援!
② 高齢者虐待防止措置未実施減算 減算なし
③ 特別地域加算 -
④ 小規模事業所加算 -
事業所条件設定

利用者条件
⑤ 初回加算 -
⑥ 中山間地域等提供 -
⑦ 小規模多機能型連携 -
⑧ 委託連携加算 -
利用者条件設定

作成対象一覧 作成結果一覧 作成対象人数: 0/5 名

	氏名	被保険者番号	付記数 被保険者	要介護区分	介護支援 専門員	利用者の契約日
1	<input type="checkbox"/> 七の二 介護	0011223344	014001			令和06年04月01日
2	<input type="checkbox"/> 七の二 太郎	6677889900	014001			令和06年04月01日
3	<input type="checkbox"/> 七の二 次郎	7788990011	014001			令和06年04月01日
4	<input type="checkbox"/> 七の二 花子	8899001122	014001			令和06年04月01日
5	<input type="checkbox"/> 七の二 七郎	9900112233	014001			令和06年04月01日

詳細設定 作成

項目	入力のヒント	参照
事業所条件		
① 介護予防支援費	事業所・施設区分を確認して正しい内容を選択してください。	
② 高齢者虐待防止措置未実施減算	減算対象となる場合は「減算あり」を選択してください。	
③ 特別地域加算	事業所台帳の内容（地域区分）が初期表示されます。 特別地域加算の有無に応じて選択してください。	
④ 小規模事業所加算	事業所台帳の内容（地域区分）が初期表示されます。 小規模事業所加算の有無に応じて選択してください。	
利用者条件	地域包括支援センターの場合は、初回加算、小規模多機能型連携のみ設定します。	
⑤ 初回加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
⑥ 中山間地域等提供	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。	
⑦ 小規模多機能型連携	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 令和3年4月以降は設定できません。	
⑧ 委託連携加算	加算対象となる場合は「加算あり」を選択してください。 令和3年4月以降から設定できます。	

※次ページにつづく


・様式第七の二の印刷

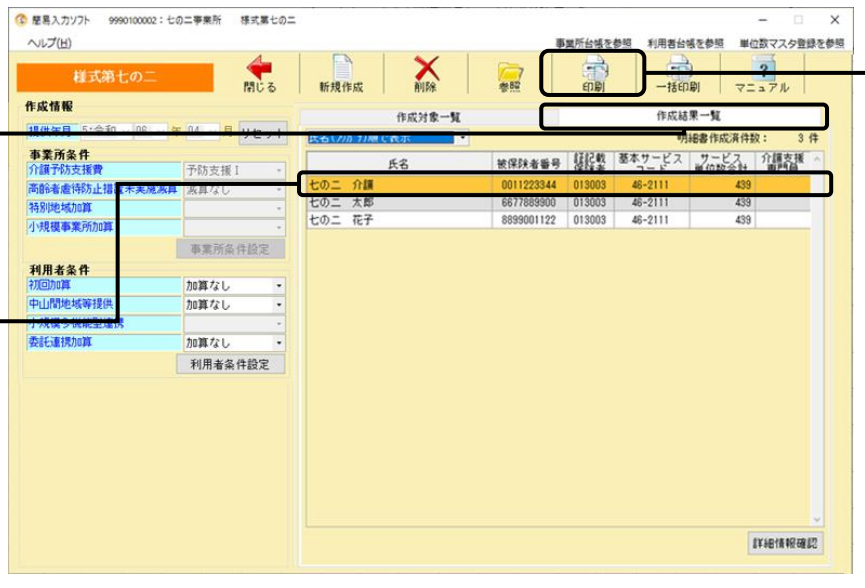
※ [作成結果一覧] タブが表示されるまでの手順は、「様式第七の二の新規作成」(P.204) あるいは「様式第七の二の参照」(P.207) を参照してください。

■ 印刷 (単票)

① [作成結果一覧] タブを選択します

② 印刷する行を選択します

③  <印刷> をクリックします



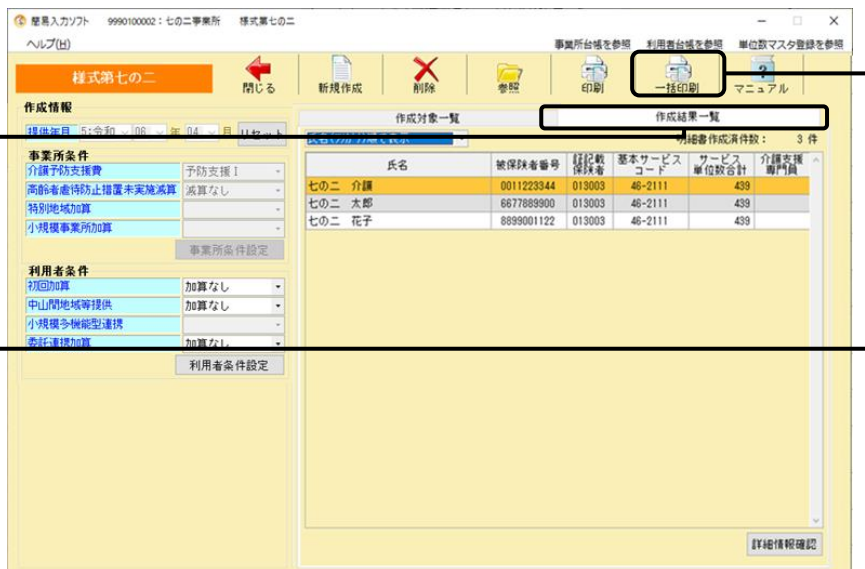
■ 印刷 (一括)

① [作成結果一覧] タブを選択します

②  <一括印刷> をクリックします

③ [印刷順] を選択します

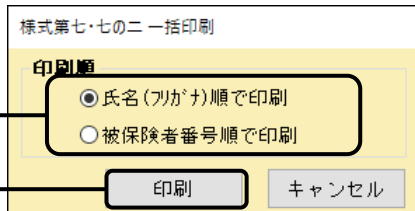
④ <印刷> をクリックします



※ 通常使うプリンタとして設定されているプリンタから出力されます。

⚠ 注意

印刷プレビュー画面は表示されません。



2. (4) 参考資料

== 給付管理対象サービス一覧 ==

サービス 種別	サービス種類	令和3年 3月以前	令和3年4月～ 令和6年3月	令和6年 4月以降
介護サービス	11 訪問介護	○	○	○
	12 訪問入浴	○	○	○
	13 訪問看護	○	○	○
	14 訪問リハ	○	○	○
	15 通所介護	○	○	○
	16 通所リハ	○	○	○
	17 福祉貸与	○	○	○
	21 短期生活	○	○	○
	22 短期老健	○	○	○
	23 短期医療	○	○	○
	27 特定施設短期	○	○	○
	2A 短期医療院	○	○	○
	31 療養管理			
	32 認知対応			
	33 特定施設			
	43 居宅支援			
	51 福祉施設			
	52 保健施設			
53 医療施設				
55 介護医療院	○	○	○	
59 特定介護サービス等				
81 市町村特別給付				
介護予防サービス	24 予防短期生活	○	○	○
	25 予防短期老健	○	○	○
	26 予防短期医療	○	○	○
	2B 予短期医療院	○	○	○
	34 予防居宅療養管理			
	35 予防特定施設			
	46 予防支援			
	61 予防訪問介護			
	62 予防訪問入浴	○	○	○
	63 予防訪問看護	○	○	○
	64 予防訪問リハ	○	○	○
65 予防通所介護				
66 予防通所リハ	○	○	○	
67 予防福祉貸与	○	○	○	
81 市町村特別給付				
地域密着型サービス	28 地域特定短期	○	○	○
	32 認知対応			
	36 地域特定施設			
	37 予防認知症型			
	38 認知症型短期	○	○	○
	39 予防認知短期	○	○	○
	54 地域福祉施設			
	68 小多機短	○	○	○
	69 予防小多機短	○	○	○
	71 夜間訪問介護	○	○	○
	72 認知症型通所	○	○	○
	73 小規模多機能	○	○	○
74 予防認知通所	○	○	○	
75 予防多機能型	○	○	○	
76 定期巡回随時	○	○	○	
77 複合型看小	○	○	○	
78 地域通所介護	○	○	○	
79 複合型看小短	○	○	○	
総合事業サービス	A1 訪問型みなし	○		
	A2 訪問型独自	○	○	○
	A3 訪問型定率	○	○	○
	A4 訪問型定額	○	○	○
	A5 通所型みなし	○		
	A6 通所型独自	○	○	○
	A7 通所型定率	○	○	○
	A8 通所型定額	○	○	○
	A9 生活配食定率			
	AA 生活配食定額			
	AB 生活見守定率			
	AC 生活見守定額			
	AD 生活・他定率			
	AE 生活・他定額			
AF 予防ケアマネ				

3. ログファイルの採取

簡易入力ソフトでは、エラー原因等の調査のため、送受信やエラーのログをログファイルに記録しています。

以下の手順により、指定した保存先にZIP形式で圧縮したログファイルを保存できます。

■ ログファイルの採取

① <ヘルプ>をクリックします

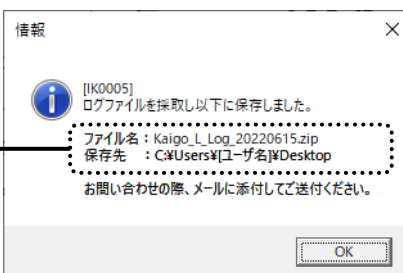
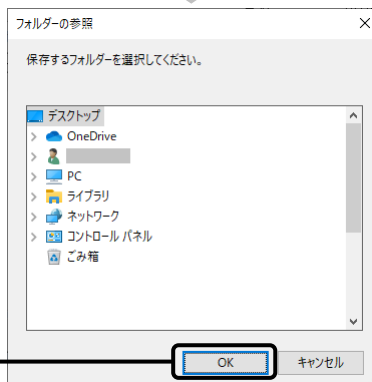
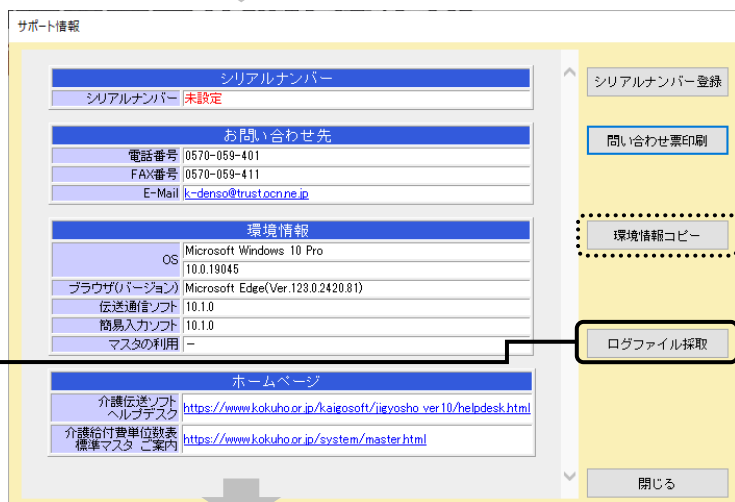
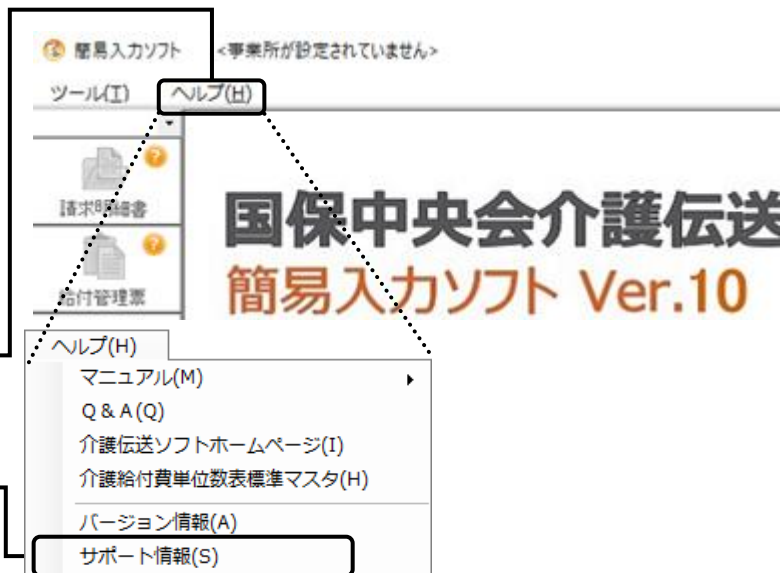
② <サポート情報>をクリックします

③ <ログファイル採取>をクリックします

④ 保存先のフォルダーを選択し、<OK>をクリックします

⑤ 選択した保存先にログファイルが保存されます

[ファイル名]
Kaigo_L_Log_yyyymmdd.zip
※ yyyymmddは実行時の年月日



ヒント!

<環境情報コピー>をクリックすると、左側に表示されている「環境情報」の情報がクリップボードにコピーされます。コピーした情報はメール本文等に貼り付けることができます。

サポート情報

シリアルナンバー	
シリアルナンバー	未設定

お問い合わせ先

電話番号	0570-059-401
FAX番号	0570-059-411
E-Mail	k-denso@trustocn.ne.jp

環境情報

OS	Microsoft Windows 10 Pro 10.0.19045
ブラウザ(バージョン)	Microsoft Edge(Ver.123.0.2420.81)
伝送通信ソフト	10.1.0
簡易入力ソフト	10.1.0
マスタの利用	-


ホームページ

介護伝送ソフトヘルプデスク	https://www.kokuho.or.jp/kaigosoft/jigyosho_ver10/helpdesk.html
介護給付費単位数表標準マスタ ご案内	https://www.kokuho.or.jp/system/master.html

シリアルナンバー登録
問い合わせ票印刷
環境情報コピー
ログファイル採取
閉じる

③ <問い合わせ票印刷>をクリックします

プレビュー画面が表示されます

④  <印刷>をクリックします

■ メールにてお問い合わせの場合

次の内容を記載してください。

- 1) 事業所名/事業所番号
- 2) お客様番号 (シリアルナンバー)
- 3) 連絡先 (TEL , FAX)
- 4) ご担当者名
- 5) 質問やトラブルの内容
- 6) 環境情報

■ FAXにてお問い合わせの場合

印刷した問い合わせ票に必要事項をご記入の上、FAX送信をお願いいたします。

国保中央会介護伝送ソフト問い合わせ票
簡易入力ソフト

お問い合わせ先 FAX 0570-059-411 E-Mail k-denso@trust.ocn.ne.jp

■ 「よくある質問集」を国保中央会ホームページにおいてご案内しております
URL ● https://www.kokuho.or.jp/kaigosoft/jigyosho_ver10/helpdesk.html

お問い合わせ内容等

お問い合わせ日	2024年04月11日	お客様番号(シリアルナンバー)	
事業所番号		請求方法	<input type="checkbox"/> 伝送 <input type="checkbox"/> 媒体
事業所名等	(フリガナ)		
ご担当者名	(フリガナ)		
ご連絡先	TEL. () - ()	FAX. () - ()	様 担当部署 () 役職 ()
メールアドレス			
環境情報	使用OS : Microsoft Windows 10 Pro 10.0.19045 ブラウザ(バージョン) : Microsoft Edge(Ver.123.0.2420.81) バージョン : 簡易入力 10.1.0 伝送通信 10.1.0 マスタ利用 : 介護給付費単位数表標準マスタを取込み (令和06年4月版)		

⚠ 注意

シリアルナンバーが記載されていない場合、メール、FAXでのお問い合わせに回答することができませんのでご注意ください。

■ 電話にてお問い合わせの場合

質問内容と共に、次の内容をお伝えください。

- 1) お客様番号 (シリアルナンバー)
- 2) 環境情報

💡 ヒント!

環境情報について

環境情報をお知らせいただくと、よりスムーズな回答が可能です。

メールの場合、上のサポート情報画面で<環境情報コピー>ボタンをクリックすると、簡単に環境情報をメールに貼り付けることができます。

電話の場合、画面の操作をお願いする場合があります。あらかじめお問い合わせ票を印刷し、お手元に置いておくようお願いいたします。

2. Ver. 9からの主な変更点

■ 全般的な変更内容

No.	変更点		変更内容
1	令和6年4月制度 改正・報酬改定 に伴う機能拡充	サービスコードの追加・ 変更	算定構造の見直しや単位数変更等のサービスコードの追加・変更に対応
2		居宅介護支援の報酬・ 基準の見直し	様式第七で居宅介護支援の減算の追加に対応
3		介護予防支援の報酬・ 基準の見直し	様式第七の二で介護予防支援の区分の変更および、加減算の追加に対応

■ 画面ごとの主な変更点

No.	画面	変更点
1	様式第七・七の二	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第七のレイアウト変更(高齢者虐待防止措置未実施減算、同一建物減算の追加) ・様式第七の二のレイアウト変更(介護予防支援費、高齢者虐待防止措置未実施減算、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算の追加)